# JSPS Grants-in-Aid for Creative Scientific Research Understanding Inflation Dynamics of the Japanese Economy Working Paper Series No.26

## 賃金・雇用調整と価格決定方法

神林龍 (一橋大学経済研究所) 有賀健 (京都大学経済研究所)

September 01, 2008

Research Center for Price Dynamics
Institute of Economic Research, Hitotsubashi University
Naka 2-1, Kunitachi-city, Tokyo 186-8603, JAPAN
Tel/Fax: +81-42-580-9138

E-mail: <u>sousei-sec@ier.hit-u.ac.jp</u> http://www.ier.hit-u.ac.jp/~ifd/

# 賃金・雇用調整と価格決定方法1

神林龍 (一橋大学経済研究所) 有賀健 (京都大学経済研究所)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本研究は一橋大学経済研究所・学術創成研究「日本経済の物価変動ダイナミクスの解明」および経済産業研究所「物価・賃金ダイナミクス研究会」の共同研究の成果のひとつである。調査に協力をいただいた長瀬直人氏(経済産業研究所)、詳細なコメントを下さった黒田祥子氏(一橋大学経済研究所)、一橋大学経済研究所定例研究会への参加者各位へは深くお礼申し上げたい。

## <要約>

マクロ経済学では、物価水準の変動との関連で進められた価格形成行動に関する研究の結果、価格形成行動は労働投入の調整と不可分であることがわかってきた。しかし伝統的な労働経済学では、いうなれば Wage Taker の仮定のもと、両者の関連について明示的に議論されてこなかった。われわれは、経済産業研究所の協力のもと、欧州中央銀行が行った調査と比較可能な形で、雇用・労働時間調整、賃金調整、製品価格形成行動の三つの論点を同時に観察する企業調査を実施した。本稿はその結果報告である。まず賃金調整について日本調査とドイツ調査を比較した。さらに、日本における賃金調整と雇用調整の関係を整理した。最後に、価格形成行動と賃金調整、雇用調整との関連を考察した。その結果、(1)賃金調整を妨げる要因として最重要視されるのは日独共通で労働者のモラルダウンであること、(2)賃金調整を経ずに雇用調整のみを実施した企業は競争的な労働市場に直面していること、(3)共通製品市場が競争的なほど賃金調整よりも雇用調整が多用されることなどがわかった。

## <Summary>

Using a survey of Japanese firms, this paper empirically examines interactions among employment, wage and price adjustments at firm level. Our major findings are as follows.

(1) The firms in the survey generally view moral hazards as the most important factor preventing downward wage adjustments, a perception shared by German firms in a similar survey. Based upon questions on episodes of large negative shocks on labor demand, our findings are: (2) they tended to reduce their employment, not wages, if they viewed that they would lose more productive workers when they lower wages; and (3) those firms facing more competitive product markets tended to use employment, rather than wage, adjustments.

<JEL Classification>
J31, L11, E31

## 1. はじめに(研究の動機)

1990 年代の日本の労働市場は、国内的には硬直的な労働市場の結果として解釈されることが多い。すなわち、過度に保護され雇用も賃金も保証された正規社員の調整が進まず、その歪みが就業者の非正規化や失業率の急上昇に現れているとする議論が典型例である。これらの議論に対する賛否は分かれるが、注意すべき点は、構造改革の時代ともいうべき 1990 年代において、労働市場を巡る議論が他の市場や企業・消費者行動と切り離されて観念されてきた点であろう。

そもそも、1990年代までの(そして現在に至っても)日本の市場は、労働市場に限らず競争圧力が完全に働く市場ではない。すなわち、電気・ガス産業はいうに及ばず、金融・運輸・通信産業などは自由化が進んだとはいえ、現在でも多くの規制が設けられており、新規参入は容易ではない。そして、競争的といわれる製造業や商業でさえも、下請け関係や長期的取引慣行などに見られるように、完全に競争的な環境で操業しているわけではない。

ここでより重要なのは、製品市場での競争圧力が1990年代にバブル崩壊や構造改革によって大きく変化したことである。この点をマークアップ率の変化でとらえてみよう。

図 1: マークアップ率と失業率の時系列変化 (1980年第1四半期~2006年第1四半期)



マークアップ率は、生産関数がコブダグラス型という仮定のもとでは、賃金を付加価値で除した労働分配率の逆数と比例的である。図1はそのようにして求めたマークアップ率(対数値)の変化を失業率とあわせて1980年より四半期ごとにプロットしたものである。マークアップ率については傾向を明確にするために4四半期の移動平均も示した。

図1を一見すると、マークアップ率は1990年代に大きな変動を被っているのがわかる。製品市場でのレントの減少が企業利潤の低下に反映され、労働分配率を上昇させたことは容易に想像がつく。ここでもしも労働市場が完全に競争的ならば、数量・価格調整を通じて労働分配率を押し下げる力が働いたはずである。しかし現実には、労働市場の需給調整は製品市場に比べて後ろにずれこむ傾向が確認される。図1では、マークアップ率はバブル経済絶頂期の1989年第4四半期にピークを打ったのに対して、完全失業率の上昇傾向がはっきりしたのは1992年の第3四半期であった。また、1998年以降マークアップ率が下げ止まったように見えるのに対して、完全失業率は上昇を続け、2003年頃まで厳しい雇用情勢が続いた。なぜこのようなギャップが生じるのであろうか?

この問いに答えるために読者に想起していただきたいのは、当該時期にはデフレ懸念が広がり、消費財を中心に名目価格の低下傾向が一般化したことである。そのため、それ以前では、名目価格・賃金を調整することなく実質価格・賃金の下方調整が可能だったのに対し、当該時期は名目価格・賃金の下方硬直性が実質価格・賃金の調整の障害となりうる時期でもあった。そのため、労働投入の価格調整が 2000 年前後まで遅れた可能性は否定できない(Kimura and Ueda (2001))。

以上の議論をたどれば、製品価格の形成と労働の価格調整・数量調整との関係が切り離せないことがわかる。さらにいえば、1990年代以降の重要な変化として、企業間格差の拡大が様々な側面から指摘されることも見逃せない。たとえば、深尾・宮川(2008)などによるTFP成長に関する実証研究や、太田・玄田・照山(2008)によって再び確認された雇用創出・消失要因の拡散などが代表例である。これらの点を考慮すると、集計データに分析の材料を頼るよりも企業・事業所レベルの個別データを用いたほうが頑健な議論を構築できる。ところが、このような視点・データに依拠する経済学的研究は理論・実証ともにほとんどない。

そこでわれわれは独自のアンケート調査を実施し、両側面を企業レベルで同時に 観察した。本稿はその調査結果をまとめた事実発見的論考である。以下、第2節でア ンケート調査の結果の概略を、第3節で雇用・賃金調整についてより詳細に紹介する。 第4節は価格決定側面と雇用・賃金調整側面を同時に観察した結果をまとめる。

## 2. 価格調整と賃金調整に関するサーベイ: 日独比較を中心に

## (1) サーベイの特徴と調査方法

前節でまとめられたように、経済全体を考えるとき、とりわけ市場(あるいは競争)メカニズムを通じた調整を考えるとき、実際の製品価格調整行動と賃金・雇用調整行動との関連を調べることは重要である。ところが、管見の限り、この 2 つの行動を企業や事業所レベルで同時に把握する調査やデータは見つかっていない。そこでわれわれは、経済産業研究所(以下、RIETIと略す)の協力のもと、学術創成研究「日本経済の物価変動ダイナミクスの解明」の一環として独自にアンケート調査を実施し、両者の関連を確かめることとした。本稿は、このアンケート調査の結果に拠りながら、1990年代の日本における労働投入の調整様式を、製品価格の調整との関連から概観し、この種の研究の第一歩とすることを目的とする。

本調査の特徴の第一は、繰り返しになるが、製品価格設定方法と賃金・雇用調整方法を同一企業に聞くことにより、両者の関連を企業レベルで確認できることである。

第二の特徴として国際比較可能である点を強調しておきたい。そもそも、製品価格の調整と賃金調整との関係に注目しているのはわれわれだけではない。ヨーロッパ中央銀行(European Central Bank、以下 ECB と略す)は加盟各国の中央銀行に呼びかけ、統一的な調査票を用いて両者の関係を国際比較可能な形で明らかにする計画をたて、Wage Dynamics Network (以下、WDN と略す)と呼ばれる研究組織を設立した。WDN はいくつかの国でパイロット調査を行いながら議論を重ね、2007 年 6 月に統一的な調査フレームと調査項目を確定し、準備を整えた国から調査を開始した $^2$ 。2008年 5 月現在、 $^1$ 6 カ国の調査が終了している。

われわれは、この WDN にオブザーバーとして参加し、WDN で決められた統一質問項目を独自調査にもそのまま盛り込み、調査フレームも準拠することで国際比較可能な調査を設計した。実際、本節執筆にあたっては Daniel Radowski 氏よりドイツ調査の集計結果を利用させていただき、興味深い知見がもたらされてもいる3。

第三の特徴は 2 種類の調査票を用いたことである。賃金調整を含めた日本の労働 調整様式を考えるとき、いわゆる期限の定めの無い労働契約を結ぶ正規従業員と、期 限の定めのある労働契約を結ぶ非正規従業員では、状況が大きく異なる。たとえば、 正規従業員の所定内賃金額は通常就業規則で決定されるため、法的には使用者が

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> もちろんすべての調査項目を統一し、同一の質問票を用いるわけではない。各国中央銀行は個々の実情と関心 に応じて調査票を設計するが、いくつかの質問項目は WDN で統一されたものを必ず用いることが要請されている。 ただし、WDN では英語表記の質問項目が検討され、実際に用いられる現地語への翻訳は各調査主体、すなわち 各中央銀行に任されている。

³ ただし、WDN の策定した共通質問項目は欧州の事情が念頭におかれて決定されたため、日本の実情には必ずしもそぐわないものもある。しかし、われわれは国際比較可能な要件をより重視し、質問項目をそのまま維持することとした。

一方的に変更する権限をもつ。対して非正規従業員の賃金は時間給という形で契約に約定されることが多く、この場合使用者と労働者の合意がなければ契約期間中に変更することは困難である<sup>4</sup>。WDNで調査対象としたのは製造業・サービス業のみで、われわれの調査もそれに従っているが、日本の当該産業では少なからず非正規従業員が雇用されている。それゆえ、調査時には回答記入者にどちらかを念頭に置いていただく必要がある。このため、われわれは正規従業員の賃金調整に関する調査票と非正規従業員の賃金調整に関する調査票を別々に作成し、調査主体にはどちらかを送付した(以下、それぞれの調査を正規従業員用、非正規従業員用と略す)。したがって、正規従業員と非正規従業員の賃金調整を比較することができる。

ここで、本稿が注目する賃金を正規従業員に対する「所定内賃金」、非正規従業員に対する「時給」とした理由を説明しておこう。日本の一般的な賃金体系は、大きくは就業規則等で定められた所定労働時間に対する所定内賃金、所定労働時間外の労働に対する所定外賃金、そして賞与の3つに分かれる5。このうち、後者2者はたとえば残業時間の増減や労使交渉によって変動し、多くの場合、変動それ自体が就業規則に反するわけではない。つまり、後者2者の変動は労働契約に定められた範囲内の変動であると解釈されることが多く6、実際、伸縮的である7。可変部分を含めて日本の賃金額全体の調整が遅いという考え方もあるが、本稿では、賃金の硬直性を考えるときには調整時に大きな摩擦を生む、所定賃金の調整を研究の対象とするのがより適切であると判断した。非正規従業員に対しては、時給について以上の所定内賃金とまったく同じ議論が成立する。

調査方法は次の通りである。調査フレームは RIETI の保持する企業調査フレームを用いた。そのうち製造業 13,633 社、サービス業他 16,829 社の全数に 2008 年 2 月 14日および 15 日に正規従業員用あるいは非正規従業員用調査票を送付した。正規従業員用調査票と非正規従業員用調査票の割合は 0.5:0.5 とし、ランダムに割り振った。回収までには郵便はがきによる催促を 1 度、およそ 1,000 件に電話による催促を 1 度行っている。その結果、正規従業員用調査について製造業 612、サービス業他 771、非正規従業員用調査についてそれぞれ 604、772、総計 2,759 の回収を得た。発送数32,652 社のうち、宛先不明で戻されたものおよび受取拒否数 2,838 社を除いた着数29,814 社に対して回収率は 9.3%であった8。本調査の単純集計などは付録としてまと

-

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 期限の定めのない労働契約と期限の定めのある労働契約との法的関係については、両角・神林(2008)がまとめている。

<sup>5</sup> たとえば今野・佐藤(2002)などを参照のこと。

<sup>6</sup> 賞与や成果給の労働契約上の位置づけについては土田(2003)などを参照のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> たとえば、毎月勤労統計調査の30人以上の一般・パート計の年平均値を用いて、1989年を100とする時間当たり賃金の推移を、現金給与総額と所定内給与額で比較すると、2007年には前者が119.4に対して後者は129.0となった。この間のピークは、前者で1997年の129.7、後者で1998年の133.4なので、それ以降およそ10年間に前者の下落が10%ポイントに対して、後者は4%ポイントにとどまったことがわかる。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 回収率が低下した理由としては、製品価格設定と賃金調整という異なる2つの側面を聞く必要があるため、調査票のあて先が総務や広報となったことがあるだろう。関係部局が複数に分かれる場合はそれぞれの部局に回送し

めた。

以下、本節ではドイツ調査との比較を中心に調査の概略を紹介しよう。

## (2) 回収企業の属性

製品価格の調整や賃金調整についての日独比較の前に、両調査の回収サンプルの違いを紹介しておこう。次の表 1 は企業規模や職種構成などについて、日本調査とドイツ調査を製造業とサービス業別々にまとめたものである。日本調査は正規従業員用調査と非正規従業員用調査にわけている。

表 1: 回収企業の属性

					Jap	oan				C	
			Regular	Sample			Temporar	y Sample		Gern	nany
		Mnufa	cturing	Ser	vices	Mnufa	cturing	Ser	vices	Manu	Service
		Average	Sample Size	Average	Sample Size	Average	Sample Size	Average	Sample Size	Manu	Service
Firm Size: Very Small (1-19)	dummy	0.050	565	0.128	734	0.058	571	0.108	724	0.094	0.557
Firm Size: Small (20-49)	dummy	0.126	565	0.185	734	0.145	571	0.184	724	0.217	0.337
Firm Size: Medium (50-199)	dummy	0.653	565	0.488	734	0.671	571	0.530	724	0.393	0.068
Firm Size: Large (200-)	dummy	0.124	565	0.162	734	0.105	571	0.159	724	0.295	0.038
Age of Firm	year	46.8	538	38.8	708	45.2	543	38.4	698	53.1	26.5
Export Share	%	7.7	556	2.9	711	6.3	559	2.5	696	31.3	12.4
Labor Cost Share	%	30.9	537	40.1	687	31.0	542	41.1	685	32.2	43.2
Share Blue Collar Workers	ratio	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.651	0.365
Technitian	%	11.1	565	16.3	734	11.5	571	16.9	724	n.a.	n.a.
Adimin	%	10.3	565	11.9	734	10.7	571	11.2	724	n.a.	n.a.
Clerk	%	11.5	565	20.1	734	11.1	571	17.3	724	n.a.	n.a.
Sales	%	7.3	565	27.4	734	7.4	571	27.0	724	n.a.	n.a.
Service	%	0.8	565	9.7	734	0.6	571	11.5	724	n.a.	n.a.
Security	%	0.3	565	0.3	734	0.4	571	0.2	724	n.a.	n.a.
Transportation	%	0.8	565	1.5	734	0.9	571	2.0	724	n.a.	n.a.
Production	%	55.0	565	8.4	734	54.3	571	10.3	724	n.a.	n.a.
Others	%	1.1	565	1.7	734	1.2	571	1.7	724	n.a.	n.a.
Share Fixed-term Workers	ratio	0.047	538	0.057	707	0.050	559	0.061	710	0.071	0.105
Share Part-time Workers	ratio	0.114	538	0.168	707	0.121	559	0.173	710	0.074	0.115
Share Temporary Workers	ratio	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.053	0.057
Outflow Rate	ratio	0.083	535	0.119	698	0.081	551	0.122	704	0.060	0.150
Inflow Rate	ratio	0.083	530	0.130	690	0.089	545	0.136	699	0.069	0.163
Firing in 2006 (0/1)	dummy	0.011	565	0.004	734	0.005	571	0.004	724	0.134	0.127

注)ドイツの資料は Radowski and Bonin (2008) p.6 による。

国際比較のため、表側・表頭の表現は互いの調査の英語版によった。

日本調査では50人以上200人以下の中規模企業から多く回答が集められており、 約半数を占める。製造業と比較するとサービス業では零細企業と大企業それぞれが 厚く、分布がばらついているのがわかる。ドイツ調査と比較すると、製造業では中規模

て回答していただくようにしたが、調査票が企業内の部局間を移動しなければならないような調査では高い回収率は見込めないことは容易に想像がつく。加えて、調査時期が春闘の最中となったこと、WDNの共通調査項目を取り入れたため調査票が 10 ページと大部となったこと、にも関わらず調査票配布から回収までの期間が短かったことも回収率に大きく影響したと考えられる。しかし、製造業とサービス業、正規従業員向けと非正規従業員向けで回収率が変わらなかったこと、後にみるように、企業の全般的な動向や製品価格の設定という正規従業員向けと非正規従業員向けで共通の質問項目の回答分布にも違いがないこと、などから明らかなバイアスは発生していないと考えられる。

企業に、サービス業では逆に大規模企業に回答が偏る点に注意を要する。大規模企業では製品価格の設定と賃金調整は別の部署で担当されると思われ、両者を同時に聞くという本調査の特性から回収に結びつかながった可能性が大きい<sup>9</sup>。

平均操業年数はサービス業よりも製造業のほうが長い。ただし、ドイツと比較すると製造業でやや短く、サービス業でやや長い。日本調査での輸出比率はかなり低く報告されている<sup>10</sup>。労働コストシェアは製造業で30%程度、サービス業で40%程度と、よく指摘される水準となっている<sup>11</sup>。ただし、ドイツと比較して同等かやや低い程度であることは明記するべきであろう。

職種構成をみると、当然のことながら製造業では製造工程従事者のしめる割合が高く、平均で55%とされている。サービス業では、大規模企業が比較的多いからか、販売従事者が3割弱と多いものの、事務従事者や専門的技術職・管理職も20%程度存在する。

販売職、サービス職、保安職、運輸通信職、生産工程・労務作業者を「ブルーカラー」と定義すれば、製造業では正規従業員用で65.4%、非正規従業員用で64.8%、サービス業ではそれぞれ 49.0%、52.7%である。ドイツ調査と比較すると、製造業では酷似しているが、サービス業では企業規模が大きいにも関わらず構成比は大きい。ただし、ブルーカラー構成比の比較は注意を必要とする。日本調査の職種構成は厚生労働省の統計が用いる標準 9 分類に依拠しているが、どこまでをブルーカラーとして捉えるかが曖昧である。一方ドイツは団体交渉や賃金決定等において重要な職種概念となるため、どの労働者がブルーカラーに属するかは明確に決められており、この点で日独の比較は限定的であろう<sup>12</sup>。

日本調査では、直接雇用のうち期限の定めがある契約の割合は 5%~6%程度である。製造業と比較してサービス業でやや多いが、ドイツと比較してもそれほど大きい割合をしめているわけではない。一方、(期限の定めのない)パートタイムを含めると製造業で 15%、サービス業で 20%程度となり、ドイツと同等の構成比となる。本調査では間接雇用については聞いていない。

フロー比率は製造業よりもサービス業で高めに報告されている。離入職は製造業ではだいたい均衡しており、サービス業では若干の入職超過を示している。2007年1年間という調査期間について他の統計が示しているように、それほど顕著な雇用成長は

 $^{10}$  「2007年1月~2007年12月末の期間おける貴社の主力商品の主要な販途の内訳を合計が100%になるようお答えください。」と聞き、「国内市場から得られた売り上げの割合」と「外国市場から得られた売り上げの割合」と回答を分けている。一方ドイツ調査の英語訳では"What share of the turnover generated by our fim's main product in 2006 was due to sales in the foreign markets?"(ママ)とされており、質問形式の違いはそれほど顕著ではない。

<sup>9</sup> Radowski and Bonin (2008) によるとドイツ調査の回収率は 39.2%であった。

<sup>11</sup> ここでいう労働コストとは「販売管理費と製造原価の合計に占める人件費」を指す。なお、ドイツ調査の英語訳では"What amount and percentage of your firm's total costs were due to labour costs in 2006"となっている。

<sup>12</sup> ドイツ調査では職種は angelernter Arbeiter、Facharbeiter、Angestellter für einfache Tätigkeiten、Angestellter für qualifizierte Tätigkeiten に分かれている。

ない一方、激しい雇用調整もなかったことと整合的であろう。ドイツと比較すると製造業でやや高く、サービス業でやや低く、したがって業種間の差は日本の方が小さい。

雇用調整の実施頻度はかなり小さいがこの点は次項以降であらためて議論したい。

## (3) 主要な質問項目の結果

## (3-1)賃金調整の頻度・考え方

以上のように、日独では回収企業規模に隔たりがあるものの、創業年数や労働コストシェアといった技術的観点、あるいは職種構成や契約形態といった労働形態からの観点、離入職フローといった労働市場との接点という観点からは、大きな違いは観察されない。その意味では似通ったサンプルであると考えられる。

それでは次に、本調査の中心的な課題である、賃金調整と製品価格設定戦略について調査結果をまとめよう。まず、所定内賃金(非正規従業員用の場合には時給、以下所定内賃金で統一する)を据え置きあるいは削減したことがあるかを聞いた結果を示したのが表2である。

表 2: 所定内賃金(時給)の据え置き・削減を行った経験がある比率

	Since 1990				Ever in Past 5 Years							
	Japan			German		Japan						
	regular temporary			Gen	IIIaII	regular		temp	orary			
	Manu	Service	Manu	nu Service Manu		Service	Manu	Service	Manu	Service		
Wage Cut	0.083	0.085	0.049	0.028	0.161	0.132	0.030	0.035	0.019	0.014		
for Percentage of Workers	65.533	61.250	68.500	56.000	13.215	9.182	69.938	54.231	72.500	76.667		
Wage Freeze	0.088	0.091	0.063	0.050	0.463	0.566	0.039	0.058	0.021	0.021		
for Percentage of Workers	78.571	74.000	67.118	74.406	41.997	49.611	72.500	65.455	53.273	70.385		

注)ドイツの資料は Radowski and Bonin (2008) p.9 による。

国際比較のため、表側・表頭の表現は互いの調査の英語版によった。

ただし、日本側調査の"Wage Freeze"については、所定内賃金を据え置いたか否かについて、就業規則の改訂を伴うかどうかは問わず、合算で示した。

また、日本側調査の影響率は、各企業の回答した影響率の単純平均である。

表 2 によれば 1990 年以降、正規従業員の所定内賃金を据え置いたことがある企業は 8~9%程度で、削減したことがあるのも 8%程度にとどまることがわかった 1314。非正

<sup>13</sup> 日本調査の具体的な質問項目は以下の通りである。まず「1990年以降、賃金コストを大幅に削減しましたか。」と問い、肯定した回答者に対してさらに、

<sup>(</sup>問 15a)「その際に、希望退職の募集や解雇などを通じて、正規従業員の人員削減をしましたか?」

<sup>(</sup>問 16a)「賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則を改訂せずに、定期昇給の凍結などを通じて所定内賃金額が据え置かれた正規従業員はいましたか?」

<sup>(</sup>問 16b)「賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則の改訂を通じて、所定内賃金額を据え置いた正規従業員はいましたか?」

<sup>(</sup>問 16c)「賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則の改訂を通じて、所定内賃金額が削減された正規従業員はいましたか?」

規従業員の時給単価については、調整経験企業比率はより小さく、据え置きで 3~5%、削減で5~6%に過ぎない。ドイツと比較可能な5年間(2002年以降)に限定すると、景気の反転を反映してか、比率はさらに小さくなる。この間ドイツの景気が良好ではなかったことを考慮すると慎重に判断する必要があるが、日本においては賃金調整頻度がかなり少ないことが示唆されよう<sup>15</sup>。

この表から追加的にわかることがいくつかある。第一に、調整頻度は正規従業員の 所定内賃金よりも非正規従業員の時給単価のほうが少なく、調整がより困難であること を示している。これは無期契約と有期契約の法理論上の区別と整合的である。第二に、 据え置き・削減の頻度は少ないものの、その適用範囲は平均で 60%~70%と広い。た とえば近年5年間の製造業における正規従業員の所定内賃金削減を行った企業は、 全体の 3%程度にとどまる一方、賃金削減が行われた企業についての適用範囲はお よそ70%にも及ぶ。これに対してドイツでは賃金削減が行われた企業は16%と比較的 多いが、その及ぶ範囲は平均で 13.2%と一部にとどまる。一般的に、ドイツでは労働 協約が企業横断的に適用されることが多く、企業内での経営協議を法的にも優越する。 もし、賃金調整が企業全体というよりはある職種だけに行われるとすれば、その及ぶ範 囲が限定的になるのも頷ける。これに対して日本における賃金調整は就業規則あるい は労働協約によることが多いと考えられる。就業規則や労働協約は通常、企業・事業 所単位で締結されており、加えて、労働者にとって不利益な変更については特定労 働者に不利益が集中しないことが法的に要請される $^{16}$ 。このとき、賃金調整は企業・事 業所内では広い範囲で行われるであろう。結局、これらの賃金契約の締結様式で日 独の賃金調整の適用範囲の違いを説明できるかもしれない。

第三に、日本においては据え置きと削減では、頻度・範囲ともにそれほど大きな差がない。据え置きから削減へ段階的に進んだであろうドイツのケースとは様相を異にしている。

このようにみると、日本における賃金調整は頻度が少なく、いったん調整するとなる と全企業的に適用されるという意味でスムースではないことが予想される。それでは、

10

の 4 つの質問を用意した(非正規従業員用はこれに準じる)。 問 15a が雇用調整、 問 16a から c が賃金調整を示しており、 問 16a または b の質問を肯定した回答者を「賃金据え置き」、 c の質問を肯定した回答者を「賃金削減」と分類している。 したがって、賃金を据え置いたことも削減したこともある企業もある。

<sup>14</sup> この質問で、賃金コストの削減圧力を「大幅に」という主観的な評価で区切ったことには理由がある。第一に、先に議論したように、多くの日本企業の賃金体系にはある程度のショックを自動的に吸収する可変賃金のメカニズムが備わっていると考えられる。本稿の関心が、その範囲を超えた事態に所定内賃金や雇用を変動させるかにある以上、この質問で可変賃金によるショックの吸収で済むような軽いショックへの対応について回答されることは避けたい。したがって、回答者には、ある一定水準以上の負のショックが起こったときのことを念頭においていただく必要がある。このとき、たとえば「売上が XX%以上減少したとき」といった形で具体的に指摘する方法もあるが、この減少幅が持つ意味は業態によって様々である。したがって、我々は「大幅な」という主観的な評価軸をあえて採用することによって、人事担当者が明確に賃金・雇用調整の必要を認識したショックのみを取り上げることを意図した。

<sup>16</sup> 就業規則・労働協約の変更による賃金切り下げの法的問題については大内(1999)などを参照のこと。

その理由は何であろうか。正規従業員の所定内賃金調整と非正規従業員の時給単価 調整との違いを念頭におけば、労働法規制などが有力な候補として考えられよう。

本調査では WDN の共通質問項目として 9 つの理由を準備し、それぞれへの賛否を 5 段階で表明してもらった 17。その結果をまとめたのが次の表 3 である。

表 3: 所定内賃金(時給)削減が困難な理由

		Jap		Ger	mon	
	reg	regular		orary	Gen	IIIaII
	Manu	Service	Manu	Service	Manu	Service
Negative impact on employees' effort, resulting in less output	4.17	4.22	3.93	4.04	0.77	0.73
Employees' moral decrease	4.47	4.46	4.15	4.27	n.a.	n.a.
Labor regulation	2.91	2.86	2.61	2.48	0.61	0.61
Collective agreements	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.45	0.33
Firm looses reputation	3.56	3.46	3.24	3.23	0.24	0.24
Quits of most productive workers	4.03	3.96	3.76	3.80	n.a.	n.a.
Increasing quits, leading to further burden of training	3.19	3.16	3.12	3.23	0.19	0.32
Difficult for newly hiring	3.57	3.55	3.52	3.67	n.a.	n.a.
Implicit contract	2.77	2.80	2.69	2.71	0.16	0.18
Relative wage	3.22	3.22	3.24	3.27	0.06	0.08

注) ドイツの資料は Radowski and Bonin (2008) p.12 による。

国際比較のため、表側・表頭の表現は互いの調査の英語版によった。

日本調査は、各選択肢の5段階評価の単純平均(5:大変関係がある~3:わからない~1:無関係)

賃金調整を妨げる理由として最も強い賛意を得たのは、「労働者の勤労意欲の減退」であった。この勤労意欲減退が努力水準を通じて生産にまで(直接)悪影響を及ぼすことについても、強い賛意が得られた。われわれが準備した賃金調整を妨げる理由の中では、いわゆる効率賃金的なメカニズムが最も説得的であると企業側に感じられたことを示している。

次に支持を受けたのは「最も生産性の高い従業員が会社を去ってしまう」という理由であった。「従業員の募集を困難にする」いう考え方にも概ね賛成している。また、「従業員は彼ら自身の賃金と他の企業に勤める類似の従業員の賃金を比較するから」という理由にも賛意が示されており、企業内で引き下げられた賃金が市場で当該労働者に提示される賃金を下回った場合、人材を保持し続けられないという事情が見て取れる。

逆に最も賛意を得られなかったのは正規従業員については「暗黙の了解」、非正規 従業員については「法律や就業規則あるいは労働協約」であった。両者は平均的に は賃金調整とは無関係であると感じられていることになる。したがって、表2でみられた 正規従業員と非正規従業員の賃金据え置き・削減頻度の違いは、労働法規制が原因 というよりも、モラルハザードが起こった場合の深刻さや直面する労働市場の競争度合 いによると解釈したほうがよいだろう。この点は、上位の理由について正規従業員の場

 $<sup>^{17}</sup>$  たとえば第1の選択肢と第2の選択肢など、それほど違いが明確ではない選択肢もあるが、今回はWDNとの整合性を保っためにそのまま日本語訳とした調査項目を用いた。

合により強く同意が表明されていることとも整合的である。

賃金削減の障害として労働者の勤労意欲減退が最も賛意を得たのは、ドイツ調査でも同様であった。ところが、ドイツでは法規制が賃金調整の妨げになっていると答える企業が2番目に多く、企業の「評判の消失」はその次となる。「暗黙の了解」があるという理由はほとんど肯定されないのは日本調査と同様であるが、「他社の労働者と比較する」という理由に賛意が示されないのは日本調査と異なる<sup>18</sup>。

結局、日独比較から確実にいえることは、両国ともに賃金削減時には「労働者の勤労意欲の減退」如何が最も重視され、暗黙の契約があるとは考えられていないことであろう。使用者の賃金削減に対する最も大きな懸念が労働者のモラルハザードを生むことであるのは、アメリカ合衆国についても、Bewley (1990) の詳細なヒアリングが明らかにしている。日本においても Kawaguchi and Ohatake (2007) がその重要性を再検討している。本稿の日独比較を交えると、この現象はどんな経済でもある程度普遍的であることが示唆され、今後 WDN で行われる予定の欧州各国の比較が興味深い。

もちろん、日独で隔たりがある点も看取される。第一に、賃金調整時の法規制の役割についての認識に大きな隔たりがあることは特記されるべきである。第二に、日本調査では賃金削減時の逆選択の発生や労働市場での競争力の劣化を懸念する傾向が比較的強くみられる。日本では総じて、市場競争の結果として所定内賃金削減に手を付けられないという認識があり、ドイツでは制度的に競争市場とは切り離されているという認識があるのかもしれない。もちろん、「市場競争の結果として所定内賃金削減に手を付けられないという認識」は、1990年代に製品市場でのレントが減少した結果であるかもしれない。しかし、以上のように、賃金調整の頻度や考え方を日独比較すると、労働市場の主要な構造がこれらの現象とつながっており、両国の共通点と相違点が浮き彫りになってくることは確かめられよう。

## (3-2)製品価格設定の考え方

一方、製品価格設定の方法には両国の違いはあるのだろうか。製品(サービス)価格の設定方法としては、ユニット・コストと利益率を用いて割り出す方法が最もよく知られる。次の表 4 は、主力製品の価格設定方法を 5 種類用意し、最もあてはまる選択肢を択一した結果である。

表 4: 主要製品(サービス)価格の設定方法

\_

<sup>18</sup> ただし、ドイツでは労働協約が企業横断的に有効になっている場合が多いので、他社であっても同種同等の労働者は同水準の賃金水準に拘束されることが多いとも考えられる。したがって「相対賃金の考え方」と「労働協約」の区別がどこまでなされているかは慎重に解釈する必要がある。

		Jap	German				
	regi	ular	tempo	orary	German		
	Manu	Service	Manu	Service	Manu	Service	
Mark-up	0.46	0.49	0.44	0.49	0.61	0.36	
Following the main competitors	0.21	0.23	0.21	0.23	0.19	0.18	
Others	0.05	0.05	0.06	0.05	0.10	0.30	
No autonomous	0.28	0.23	0.28	0.23	0.10	0.16	
Total	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	

注)ドイツの資料は Radowski (2008) p.15 による。

国際比較のため、表側・表頭の表現は互いの調査の英語版によった。

ただし、日本側調査の"No autonomous"は、「法律、親会社、主要な取引先」のいずれかで決められている場合を合算している。

日本調査においては、マークアップで主要製品価格を決定する(質問票上は「コストと自ら決定した利益率に基づいてほぼ決めている」)と答えた企業は半数近くにのぼる<sup>19</sup>。一方、親会社や取引先あるいは法律により制約され、価格を操作する余地がないと回答した企業も4分の1程度と少なくない。残りの4分の1弱が「主要な競争相手に追従する形で決めている」としている。

これに対してドイツ調査では、製造業で 6 割、サービス業で 4 割弱がマークアップで価格を決定していると答えており、合計すると日本と同様の約半数となる(ドイツ調査の英訳質問票上は "We have a certain margin for setting our price and determine it by taking calculated unit costs as reference and varying the mark-up taking into account market and competition conditions" とされている)。製品 (サービス) 価格に操作する余地がないと回答した企業は  $10\sim16\%$ とそれほど多くはない。回答者の企業規模は日本調査のほうが概して大きいので、標本の産業組織の垂直構造上の位置の違いから差が生じたわけではなく、この点は日独の差を示唆しているかもしれない。また、ドイツではセクター間の違いが明確である一方、日本ではそれほどではなく、製品市場への対峙の仕方も両国では異なる可能性がある。

## (3-3)ショックへの対処方法

的に質問している。ショックの定義は、「需要の予期せぬ落ち込み」「市場全体に影響を及ぼす中間投入財の予期せぬ価格上昇(例えば石油価格の上昇)」「(例えば、法改正によって)市場全体に影響を及ぼす賃金の予期せぬ長期的な上昇」である。それぞれのショックに対して4つの調整方法を用意し、それぞれについて5段階評価で重

WDN では 3 種類のショックを設定し、それぞれどのような対処方法をとるかを仮想

-

<sup>19</sup> Blinder et al (1998)によれば、彼らの行ったサーベイ対象企業で、価格の硬直性の理由として最も支持を受けた理論の一つが Cost based pricing であった。ただし、この説明は、特に卸小売では支持を集めるが、サービス業では重視されていないという結果も得られている。

要性を聞いた。その結果をまとめたのが、次の表5である。

表 5: ショックへの対処方法(1)

		Japan						German		
	re	regular survey temporary survey						German		
		Type of Shock								
	Wage Demand Cost Wage Demand Cost Wage Demand								Cost	
Adjustment of Prices	3.735	2.951	3.700	3.641	2.957	3.671	0.380	0.188	0.613	
Reduction of Costs	4.269	4.546	4.124	4.259	4.531	4.117	0.458	0.305	0.186	
Reduction of Profit Margins	3.113	3.129	3.141	3.088	3.214	3.119	0.147	0.106	0.187	
Reduction of Output	2.458	2.934	2.477	2.446	2.937	2.436	0.015	0.401	0.014	

	Japan							
	manufacturing service							
	Type of Shock							
	Wage Demand Cost Wage Demand Cos							
Adjustment of Prices	3.814	2.966	3.477					
Reduction of Costs	4.364	4.647	4.215	4.185	4.453	4.046		
Reduction of Profit Margins	3.158 3.205 3.178 3.055 3.144 3							
Reduction of Output	2.501 3.249 2.493 2.412 2.680 2.427							

注) ドイツの資料は Radowski and Bonin (2008) p.20による。択一回答の選択割合。 日本は、5段階評価の単純平均(5:大変関係がある~3:わからない~1:無関係)

日本では、どのようなショックに対しても、「コスト削減」努力が最も重視されているのがわかる。これに対して、2番目に重視するのは、賃金や中間投入価格の上昇の場合には製品価格調整である一方、需要の落ち込みに対しては製品価格を変えず利益率を圧縮する戦略である。ドイツでも、コスト削減が比較的重視されている点は相違ない。しかし、需要の落ち込みに対しては生産量の縮小によって対応し、中間投入財の価格上昇に対しては製品価格への転嫁が重視されている。日本と比較するとマージンの調整はそれほど重視されておらず、対応方法の違いが観察される。

ここで特筆すべきは、ショックへの対応として生産量を調整することは、日本では全く重視されていないことであろう<sup>20</sup>。伝統的に、日本では外的ショックに対して雇用を調整しないといわれてきた。図 1 に示した 1990 年代前半の有様も、この一端を示している。もし、負のショックに対しても生産量調整を重視しないのであれば、投入労働量は不変で雇用量を調整しないのも当然である。ただし、この点は産業構成が影響しているかもしれない。表 5 では、正規従業員用サンプルと非正規従業員用サンプルを合算したうえで製造業とサービス業に分割し、各ショックへの対応をまとめた。全体の傾向は保存されるが、製造業に対する需要ショックのみ、生産量調整がマージン調整よりも優先される傾向が認められる。ドイツ調査の産業構成は不明であるが、この点での日独差の一部は産業構成の違いに起因するかもしれない<sup>21</sup>。

ショックに対するコスト削減はどのように行われるのだろうか。本調査では、各ショックに対するより詳しいコスト削減方法を 7~8 種類用意し、択一で最も重要なものを聞いた。

<sup>20</sup> 質問から、短期的な需要ショックへの対応と受け取った可能性も否定できない。

<sup>21</sup> 黒田祥子氏のご指摘による。

表 6: ショックへの対処方法(2)

_								
		Japan						
	re	regular survey temporary survey						
<u>,                                      </u>	Wage	Demand	Cost	Wage	Demand	Cost		
Reduce base wages	0.008	0.011	0.007	0.003	0.004	0.003	0.037	
Reduce flexible wage components of perm (temp) workers	0.213	0.272	0.243	0.022	0.035	0.029	0.082	
Reduce number of perm (temp) workers	0.084	0.088	0.061	0.083	0.102	0.096	0.330	
Switch to other type of workers	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.057	
Reduce number of temp (perm) workers	0.079	0.098	0.084	0.077	0.096	0.068	n.a.	
Reduce base wages of temp (perm) workers	0.002	0.024	0.002	0.001	0.011	0.013	n.a.	
Reduce flexible wage components of permanent workers	n.a.	n.a.	n.a.	0.184	0.240	0.199	n.a.	
Adjust hours worked	0.045	0.034	0.041	0.047	0.060	0.051	0.187	
Reduce non-labor costs	0.570	0.494	0.561	0.573	0.453	0.541	0.306	

注) ドイツの資料は Radowski and Bonin (2008) p.21. 目独ともに択一回答の選択割合。

どのショックに対応する場合も、コスト削減方法のなかでは「労働費用以外のコスト削減」が最も重視され、次いで可変賃金での調整が指摘される。非正規従業員については可変賃金が設定されないことが多いと考えられるので、非正規従業員の可変賃金の調整は考慮されず、正規従業員の可変賃金での調整が多くの賛同を得ている。従来指摘されてきた、一人当たり労働時間の削減での対処はあまり重視されておらず、表 5 で指摘された生産量の調整を行わないことと整合的である。もちろん、これは、コスト削減の手段としては重視されていないことを示しているのであって、実際の労働投入の調整における労働時間削減の役割を否定するものとは限らない。ドイツでも「労働費用以外のコスト削減」が重視されるが、人員・時間調整がより重視されており、可変賃金による調整はそれほどでもない。また、所定内賃金(時間給)を削減する方法は両国でもほとんど重視されていないことも、これまでの観察結果を裏付けている。

#### (4) 小括

以上、日本調査の主要項目をドイツとの比較を念頭に報告してきたが、賃金・雇用 調整と価格調整に関する特徴がある程度あきらかになった。

第一に、日本の労働費用調整様式として、雇用よりも可変賃金の調整を優先するという伝統的理解は本調査でも確認できる。そのため、第二に、所定内賃金(時間給)の据え置き・削減の経験をもつ企業は少ない。しかし、日本ではいったん賃金に手を付けると、広範な労働者に適用範囲が拡大され、おそらく特定の労働者層に対象が限定されるドイツとは据え置き・削減の実施方法が異なる。第三に、所定内賃金の調整まで行き着かないのは、法制度などによる外部制約のためではなく、賃金削減が労働者のモラルハザードを引き起こすことを使用者が恐れていることと、労働市場が競争的である水準以下の引き下げは人材確保を困難にすると使用者が認識していることに求められる。

ここから自然に出てくるのは、これらの労働調整様式と価格設定方法とはどのような関係にあるのか、という疑問であろう。以下、節を改め、第3節で日本調査の結果からまず労働調整様式をより詳しく整理し、価格調整様式とのデータ上の関係を確かめ

## 3. 賃金・雇用調整の詳細

## (1) 簡単な既存研究の整理

これまでの日本の労働市場における(とりわけ負の)調整様式の研究では、雇用者数・労働時間といった数量調整に主な関心が向けられた。すなわちリストラの研究である。具体的には雇用調整関数の実証研究などが盛んに行われ、現在でも継続されている(篠塚(1989)、駿河(1997)など)。それに対して、賃金調整(すなわち賃下げ)を主要な関心とした研究は少なかった。

この理由として指摘できるのは、日本経済が長期的にインフレを持続させていたため物価水準の変動を通じて実質賃金水準の調整が容易であったこと、日本の賃金制度が少なくとも戦後以来、少なくない可変部分(いわゆるボーナスや残業代など。正規従業員の場合は通常所定外賃金として概念される)を保持してきたことだろう。このとき、実質賃金所得は生産量、労働時間、企業利潤などを通じて比較的速やかに変動し、賃金所得の硬直性を問う意識は生起しにくい。実際、西村・照山(1990)などに代表されるマクロ経済学の文脈では、賃金所得の変動を通じた使用者と労働者の間のリスクシェアリングの有無が考察の中心的課題となった。近年のデフレ期に入り、物価水準を通じての実質賃金調整がうまく機能しなくなるに及んで名目賃金調整についていくつかの実証的研究が進み、黒田・山本(2007)が出版されるに至った。しかし、データの制約などから、その原因の解明までには至っていない。ようやく最近になりKawaguchi and Ohtake (2007) がアンケート調査をもとに名目賃金の据え置き・削減が労働者の勤労意欲を削ぐことを検証している。

これに対して雇用調整、特に人員削減に関する研究は比較的豊富である。そこで得られた知見をやや大胆にまとめるとすれば、以下の2点に集約されよう。まず、日本の雇用調整は欧米に比べ調整速度が遅いというのが一般的理解であった。しかし、近年の研究、たとえば駿河(1997)や大竹・谷坂(2002)によれば、1990年以降の雇用調整は、企業業績と密接に連動しており、正規従業員の整理解雇も、いわゆる二期連続赤字のルールに象徴されるように、企業の存続のためには一般的に利用される手段となっていることが明らかにされてきた。また、Hildreth and Ohtake (1998) などによれば、企業間の雇用調整とは別に、企業内での調整、事業所間での人員再配置や雇用調整は、極めて迅速かつ頻繁に、生産量調整に対応して行われていることが明らかになっている。

## (2) アンケート調査からみる調整様式(1):ショックへの対応

本節では、前節と同じ日本調査の結果を用いながら、企業が外部からのショックに対してどのように労働投入を調整すると考えているかを、仮想的質問と実際に経験したショックへの対処方法に関する質問から明らかにしたい。まず本節では、「1990年以降、賃金コストを大幅に削減し」た企業群を中心的にとりあげる。本調査では、この負のショックを受けた企業に、実際にどのような手段でショックに対応したかを聞いている。まず、賃金調整の有無と雇用調整の有無についてまとめたのが次の表 7a である。

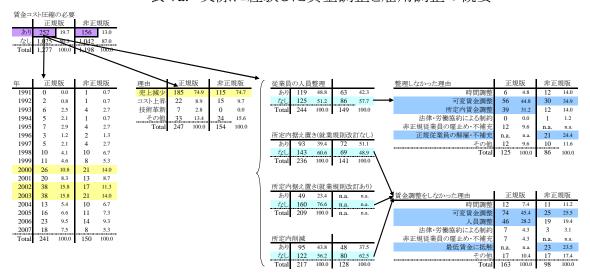


表 7a: 実際に経験した賃金調整と雇用調整の概要

正規従業員用質問票および非正規従業員用質問票を合算した 2594 企業の標本全体のうち、大きな負のショックに見舞われたと回答したのは、およそ 15%の 408 企業で、2000~2003 年に集中している。これは労働市場全体の需給の推移にほぼ符合し、失業率や有効求人求職倍率などの指標でみた労働市場のボトムの時期とほぼ合致する。その多くは売上の減少に起因しており、他の中間投入価格の上昇や技術革新が原因であるとした企業は少数である。

このうち雇用に手をつけたのは半数強で、正規従業員の整理も非正規従業員の整理も同様の頻度であった<sup>22</sup>。逆に雇用調整をしなかった理由としては、正規従業員の人員調整の場合は賃金調整(可変賃金・所定内賃金)で済んだからと回答する企業が多く、非正規従業員の人員調整に依存したとした企業は比較的少ない。しかし非正規従業員の人員調整については、賃金調整で済んだからとする企業は少なく、正規従業員の人員調整に頼ったためと回答した企業が少なくない。また、法律や労働協約は、

17

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 本調査における非正規従業員は「労働契約終了日が予め決められていない従業員で、1日の労働時間・週の労働日数が一般よりも小さい者」という定義なので、いわゆる基幹化された非正規従業員が多く含まれ、期間の定めのある契約でまかなわれる人材と異なるかもしれない。その場合、雇用調整において正規従業員と同等に扱われると考える理由がある。

所定内賃金(時給)削減に関して表3で指摘したように、人員整理についても桎梏となったとは認識されていないようである。

次に賃金調整についてみてみよう。賃金コストの圧縮に迫られた企業のうち、所定 内賃金の削減を現実に実施した割合は、正規従業員用標本・非正規従業員用標本と もに4割程度であった。表2で賃金調整をした企業が1割に満たなかったのは、そも そもサンプルの8割近くの企業が負の賃金調整をする状況に陥っていなかったからで あって、何らかの形で賃金コストを圧縮する必要に駆られた場合には4割程度が削減 に踏み切っており、据え置きにとどめた割合よりもむしろ多い。

所定内賃金調整を行わなかった理由としては、表 3 の認識と同様に法律や労働協 約は重視されておらず、可変賃金調整による吸収と人員整理があげられている。非正 規従業員の時給削減については最低賃金の制約を指摘したのが 2 割強あり、最低賃 金ぎりぎりでの時給設定が少なからず行われていることを示唆している点には読者の 注意を喚起しておきたい。

この賃金調整と雇用調整の相互関係をみたのが、次の表 7b である。



表 7b: 賃金調整と雇用調整の相互関係

賃金コスト圧縮の要請があったにも関わらず、賃金調整も雇用調整も行わなかったのは正規従業員用標本・非正規従業員用標本ともに10%強である。

これに対して、賃金調整を行わず、雇用にだけ手を付けたのも 10%程度であった。これらの標本の多くは、賃金調整を行わなかった理由として人員整理で済んだためと回答しており、賃金調整よりも雇用調整を優先するという行動様式があるのかもしれない。逆に雇用に手を付けず、賃金調整のみに終始したのは据え置き・削減をあわせると 40%程度になる。雇用調整を行わなかった理由としては可変賃金・所定内賃金の調

整で済んだためと答えており、やはり雇用よりも賃金調整を優先する傾向が強いことが 示唆される。最後に、賃金調整も雇用調整も行ったのが3割強ある。

以降本稿では、この表をもとに、「雇用調整・賃金調整ともに実際に用いたグループ」「賃金調整のみを実際に用いたグループ」「雇用調整のみを実際に用いたグループ」「実際には雇用も賃金も調整しなかったグループ」の 4 つに標本を分割する。ただし、賃金調整には所定内賃金(時給)額の削減のみならず、定期昇給の凍結などを通じた所定内賃金(時給)額の据え置きを行った場合を含めるものとし、ショックに直面しなかったグループとあわせて5グループが考察の対象となる。これらの4つのグループは、各企業が同様の負のショックに直面したと前提すれば、ショックに対して異なった対応様式をもつと想定できる<sup>23</sup>。

次に、これらの実際の調整行動様式の違いについて、前節(3-3)でみた仮想的なショックへの対応との関係を調べ、頑健性を確かめておきたい。次の表 8a から 8c は、それぞれ需要ショック・中間投入ショック・賃金ショックに直面した場合の対応戦略の重要性、とくにコスト削減のための手段として何をもっとも重視するかをまとめたものである。

表 8a: 労働費用調整の戦略(1):需要ショックの場合

需要の落ち込みに対応する戦略の重要性	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
製品価格を下げる	3.1	2.9	3.1	3.3	2.9	3.0
利益率を下げる	3.5	2.9	3.2	3.5	3.2	3.2
生産を減らす	3.1	2.8	3.3	2.7	2.9	2.9
他のコスト削減	4.7	4.6	4.7	4.6	4.5	4.5
	_					
他のコスト削減のための主な手段(択一)	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
当該雇用形態の所定内賃金額を下げる	2.7	3.0	2.7	2.2	0.5	0.8
当該雇用形態の賃金可変部分を削減	20.0	25.9	10.8	26.1	14.5	15.5
当該雇用形態の数を減らす	23.6	7.4	10.8	0.0	9.1	9.5
他の雇用形態の数を減らす	12.7	6.7	8.1	10.9	9.8	9.7
他の雇用形態の所定内賃金額を減らす	1.8	3.0	0.0	2.2	0.4	0.6
他の雇用形態の賃金可変部分を削減する	6.4	10.4	13.5	17.4	12.1	11.9
従業員ごとの労働時間を調整する	4.6	5.2	5.4	6.5	4.6	4.7
人件費以外のコストを削減する	28.2	38.5	48.7	34.8	49.1	47.4
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
sample size	110	135	37	46	2,179	2,507

あえず与えられた範囲の外と考えたい。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> もちろん現実には、各企業が直面する負のショックの大きさは様々であろう。ただし、本調査では「賃金コストを大幅に削減し」たかという表現が用いられており、回答者にとってかなりの負担となったショックのみを抽出しているという意味では、彼らは同様のショックに直面したと解釈できる。また、これらのショックの大きさは、別のデータ、たとえば本調査の項目として採用されている売上額の動向や業種・地域に発生したセミ・マクロなショックを外挿することでも考慮することができる。しかし、本稿の目的はアンケート調査結果の第一次的な報告なので、これらの考察はとり

需要の落ち込みが予測される場合、多くの企業はコスト削減を最重要視し、次いでマージンの調整で吸収しようとすることは先にも触れた。労働調整様式別にみても、製品価格の値下げや減産を重要な対抗手段と考えている企業は概して少ない。ただし、現実に雇用調整のみで対応した企業に絞ると、ドイツの全体的傾向と同様に、比較的減産に踏み切ることが重視されることが浮き彫りになる。生産量の調整と雇用調整が密接な関係にあることが示唆されよう。

雇用調整と賃金調整の関係は、コスト削減時の最優先手段としてどれだけ賃金の可変部分を重要視するかでも確かめられる。すなわち、労働調整様式別にともかく賃金の可変部分での調整を最重要視する割合を見ると、現に両方の調整を用いた企業では26.4%(当該雇用形態について20.0%、他の雇用形態について6.4%)、賃金調整のみに頼った企業では36.3%(各々25.9%、10.4%)、雇用調整のみに頼った企業では24.3%(各々10.8%、13.5%)、実際には調整しなかった企業では43.4%(各々26.1%、17.4%)と、現実に雇用調整に踏み切った企業では賃金の可変部分による調整は比較的優先されていないことがわかる<sup>24</sup>。

中間投入財の価格上昇についてはどうであろうか。

表 8b: 労働費用調整の戦略(2):中間投入ショックの場合

中間投入財価格高騰に対応する戦略の重要性	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
製品価格を上げる	3.7	3.8	3.9	3.6	3.7	3.7
利益率を下げる	3.4	3.1	3.0	3.3	3.1	3.1
生産を減らす	2.6	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5
他のコスト削減	4.4	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1
他のコスト削減のための主な手段(択一)	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
当該雇用形態の所定内賃金額を下げる	1.8	0.8	2.7	4.6	0.3	0.5
当該雇用形態の賃金可変部分を削減	18.4	20.9	2.7	18.2	13.1	13.7
当該雇用形態の数を減らす	12.8	2.2	10.8	11.4	7.8	7.8
他の雇用形態の数を減らす	11.0	6.0	10.8	6.8	7.5	7.6
他の雇用形態の所定内賃金額を減らす	0.9	3.0	0.0	2.3	0.6	0.8
他の雇用形態の賃金可変部分を削減する	5.5	6.7	8.1	13.6	10.2	9.9
従業員ごとの労働時間を調整する	1.8	5.2	8.1	4.6	4.6	4.6
人件費以外のコストを削減する	47.7	55.2	56.8	38.6	55.8	55.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
sample size	109	134	37	44	2,153	2,477

表 8c: 労働費用調整の戦略(3): 賃金ショックの場合

<sup>2</sup> 

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> ただし、企業利益に明示的に相関するボーナス制度のように、「賃金の可変部分」という文言をショックに自動的に対応する部分と解釈すれば、「賃金の可変部分を削減」するという選択肢は、通常設定された自動調整範囲を超えた削減であると回答者に理解された可能性もある。しかし本調査では、一応、質問の冒頭で「大幅な賃金コストを削減する必要があったか」と問うことで、一定以上のショックをコントロールしたと考えたい。

賃金高騰に対応する戦略の重要性	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
製品価格を上げる	3.8	3.8	3.9	3.8	3.7	3.7
利益率を下げる	3.4	3.0	3.0	3.2	3.1	3.1
生産を減らす	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5
他のコスト削減	4.4	4.3	4.4	4.2	4.3	4.3
	_					
他のコスト削減のための主な手段(択一)	雇用&賃金	賃金	雇用	調整なし	ショックなし	全標本
当該雇用形態の所定内賃金額を下げる	1.8	1.5	2.7	2.2	0.4	0.6
当該雇用形態の賃金可変部分を削減	13.8	20.7	5.4	23.9	11.1	11.9
当該雇用形態の数を減らす	12.8	3.7	10.8	6.5	8.4	8.4
他の雇用形態の数を減らす	9.2	6.7	8.1	4.4	7.9	7.8
他の雇用形態の所定内賃金額を減らす	0.0	2.2	0.0	2.2	0.5	0.6
他の雇用形態の賃金可変部分を削減する	6.4	9.6	10.8	8.7	9.2	9.1
従業員ごとの労働時間を調整する	0.9	7.4	5.4	8.7	4.5	4.6
人件費以外のコストを削減する	55.1	48.2	56.8	43.5	58.1	57.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
sample size	109	135	37	46	2,164	2,491

中間投入財の価格上昇に際しては、現実に採用した調整方法に関わらず、コスト削減を最重要視し、次に製品価格の上昇で吸収しようとする。ただし、コスト削減の内容に踏み込むと様子が変わる。雇用者数の削減を第一の手段と掲げる企業を、賃金のみで調整した企業と雇用のみで調整した企業を比較すると、8.2%(当該雇用形態について 2.2%、他の雇用形態について 6.0%)と 21.6%(各々10.8%、10.8%)と大きな開きがあり、現実に採用された調整様式と一般的な調整戦略が整合的であることを示している。賃金上昇への対応も、中間投入財価格の上昇と似た関係を示している。

それでは、所定内賃金(時給)調整への障害をどう認識しているかは、現実に採用された調整方法と関係があるだろうか。

雇用 調整なし ショックなし 賃金調整あり 賃金調整なし 雇用&賃金 賃金 所定内賃金調整への障害 全標本 法律 労働協約 2.6 生産量減少 4.0 4.0 4.1 4.0 4.1 4.1 4.1 4.1 勤労意欲減退 4.3 4.3 4.3 4.5 4.4 4.3 企業の評判の毀損 3.4 3.2 3.4 3.4 3.4 3.3 3.4 3.4 優秀な労働者の離職 3.9 3.7 4.2 3.9 3.9 3.8 4.0 3.9 新規雇用従業員の訓練費用負担 3.0 3.0 3.1 3.1 3.2 3.0 3.1 3.2 募集困難 3.5 3.4 3.8 3.7 3.6 3.4 3.7 3.6 暗黙の了解 2.6 2.6 2.8 2.6 2.8 2.6 2.7 2.7 類似従業員との比較 3.2 3.2 3.2 3.3 各回答最小サンプルサイズ 2,479 2,151

表 9: 所定内賃金調整の障害の認識(5点尺度の平均)

勤労意欲の減退や、生産量の減少につながるような努力の減退が、所定内賃金削

減の障害であるとの認識は、現実に選択された調整方法を問わずかなり一致している。 また、暗黙の了解や法律・労働協約の制約があまり重要視されていない点でもかなり 一致している。ところが、現実に雇用調整のみに頼った企業は、「優秀な労働者の離 職」を他と比較すると重視しており、平均的には、生産量の減少を招くという理由よりも 強い賛成を集めている。賃金調整をした企業と賃金調整をしなかった企業で比較して もこの傾向は残されており、賃金調整をしなかった企業は、外部労働市場との競争に より所定内賃金(時給)が削減できないと比較的考えており、直接雇用量を調整する指 向をもつ様子がわかる。

以上のように、前節で紹介したショックへの対処方法や賃金調整の障害の認識は、1990年代に現実に採用された調整方法と少なくとも大きく矛盾しない。ただし、現実に賃金調整をせず雇用調整のみで対応した企業は他と少し異なり、労働市場からの競争圧力をより強く感じている様子が示唆される。

## (3) アンケート調査からみる調整様式(2):価格調整と労働費用調整

このように類型化される実際の雇用・賃金調整行動は、価格調整や製品市場とどのような関係にあるのか、いくつかのクロス表で確かめてみよう。まず思いつくのは、表 4 で紹介した価格調整方法と、前項で整理した実際の労働調整行動との関係を見ることであろう。次の表 10a はその結果である。ただし、実際の雇用・賃金調整行動はショックに直面した企業にしか質問していないので、表 10a の集計もその範囲に限った。

表 10a: 価格調整と労働費用調整の相互関係(1)

				価格設	定様式			
		親会社・ 法律で決 定	取引先が 決定	競争相手 に追従	マークアップ	その他	Subtotal	全サンプ ルにおけ る構成比
<b>黝</b> (2)	雇用&賃金調整	36.4	40.0	36.4	29.8	28.6	33.9	3.2
労働調整 様式(%)	賃金調整のみ	27.3	40.0	39.4	40.4	71.4	40.7	3.8
● 法	雇用調整のみ	27.3	10.0	12.1	4.3	0.0	9.3	0.9
光**	調整なし	9.1	10.0	12.1	25.5	0.0	16.1	1.5
	Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9.4
賃金:	コスト圧縮の必要あり標本数	22	40	66	94	14	236	—
(1	全標本中の構成比 (%))	8.7	10.5	11.8	7.9	10.0	9.4	_
	全サンプル標本数	254	382	558	1186	140	2520	2520

注) 正規従業員用サーベイおよび非正規従業員用サーベイをプールし、 各価格設定様式毎に労働調整様式を分類。

まず気づくのは、価格設定において競争相手に追従したり取引先に主導権を握られるような厳しい競争環境に直面する企業では、賃金コスト圧縮の必要があった割合が上昇しており、賃金コストの圧縮の要請も強かった点である。そして、基本的にどの

製品価格の決定方法に服していても、雇用・賃金両方および賃金のみを通じて労働調整を行った企業が多いことがわかる。

ただし、親会社や法律によって価格が決められており、自社で決定する余地のない 企業では、賃金コスト圧縮そのものの要請はそれほど頻繁ではなかったものの、賃金 調整のみに終始するのではなく、むしろ雇用調整のみに頼って労働投入を調整した 場合も少なくない。また、マークアップによって価格を決定している場合には、賃金コ スト圧縮の必要に対して労働調整を全く用いなかったことも多くあるようである。

本調査では、価格決定方式に加えて、価格競争に対する主観的な認識と、競合商品が値下げしたとした場合の対応を聞くことで、価格設定に対してどの程度主導権を握っているかを訊ねている。次の表 10b および表 10c では、この質問を用いて製品市場の競争環境と労働調整様式との関係を調べた。主力製品の価格競争に対する認識と実際の雇用・賃金調整行動との関係を見たのが表 10b、競合商品の値下げへの対応という観点から見たのが表 10c である。

表 10b: 価格調整と労働費用調整の相互関係(2)

			. 1	価格競争に	対する認識	芨		_
		熾烈	ある程度 激しい	それほど 激しくない	全くない	わからな い	Subtotal	全サンプ ル
<b>黝</b> 〇	雇用&賃金調整	38.6	30.4	23.1	50.0	100.0	34.2	3.2
労働調整 様式(%)	賃金調整のみ	34.1	46.4	46.2	50.0	0.0	41.0	3.8
● 注	雇用調整のみ	15.9	3.6	7.7	0.0	0.0	8.5	0.8
**************************************	調整なし	11.4	19.6	23.1	0.0	0.0	16.2	1.5
	Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9.3
賃金コス	ト圧縮の必要あり標本数	88	112	26	4	4	234	_
(全標	本中の構成比 (%))	12.2	8.6	6.8	5.1	8.3	9.3	_
<u></u> 全	ミサンプル標本数	724	1296	382	78	48	2528	2528

注) 正規従業員用サーベイおよび非正規従業員用サーベイをプールし、 各価格設定様式毎に労働調整様式を分類。

表 10c: 価格調整と労働費用調整の相互関係(3)

		競合商品の値下げへの対応								
		必ず値下げ	おそらく 値下げす る	おそらく 値下げし ない	絶対に値 下げしな い	わからない	Subtotal	全サンプ ル		
整(	雇用&賃金調整	50.0	24.6	37.8	100.0	62.5	34.2	3.2		
労働調整 様式(%)	賃金調整のみ	33.3	42.1	42.2	0.0	37.5	41.0	3.8		
● 浜	雇用調整のみ	0.0	12.3	8.9	0.0	0.0	9.4	0.9		
*************************************	調整なし	16.7	21.1	11.1	0.0	0.0	15.4	1.4		
	Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9.3		
賃金コスト圧縮の必要あり標本数		12	114	90	2	16	234	—		
(全標本中の構成比 (%))		15.4	9.3	11.2	3.3	4.5	9.3	_		
全サンプル標本数		78	1226	806	60	358	2528	2528		

注) 正規従業員用サーベイおよび非正規従業員用サーベイをプールし、 各価格設定様式毎に労働調整様式を分類。

まず表 10b では、価格競争の認識が、熾烈→ある程度激しい→それほど激しくない →全くないと緩和されるほど、労働調整そのものの必要性があった比率が 12.2%→ 8.6%→6.8%→5.1%と低くなる。表 10c によっても、競合製品の値下げに対して絶対に 値下げをしない企業と比較すると、必ず値下げする企業では賃金コスト圧縮の必要が あった割合が大きい。価格競争がなく、ある程度の独占レントが確保されるような場合 には、それほど大幅な賃金コスト圧縮が要請されることもなかったようである。

さらに、製品市場との関係を価格改定頻度からみたのが次の表 10d である。

表 10d: 価格調整と労働費用調整の相互関係(4)

		価格改定頻度										
		毎日	毎週	毎月	四半期	半年	一年	二年	三年	なし	小計	標本数
と (	雇用&賃金調整	3.8	3.8	11.5	9.6	28.8	32.7	7.7	1.9	0.0	100.0	52
労働調整 様式(%)	賃金調整のみ	5.6	1.4	9.7	19.4	22.2	19.4	4.2	12.5	5.6	100.0	72
● 法	雇用調整のみ	0.0	0.0	13.3	0.0	26.7	40.0	0.0	13.3	6.7	100.0	15
光 **	調整なし	4.2	0.0	4.2	12.5	8.3	54.2	8.3	4.2	4.2	100.0	24
	ショック無し	4.3	1.4	8.1	9.9	19.3	35.4	7.3	8.3	6.0	100.0	1068
	全サンプル	4	1	8	10	20	35	7	8	6	100.0	1231

注) 正規従業員用サーベイおよび非正規従業員用サーベイをプールし、 各労働調整様式毎に価格改定頻度を分類。不定期と回答したサンプルを除く。

多くの企業が価格改定頻度は不定期であると回答しており、これらを除くとサンプルサイズが十分確保できないので労働調整様式の違いと、価格改定頻度が明確な関係を持つかははっきりしない。

これらの表を参考に、価格設定方式(問 28)、価格競争(問 29)と値下げ競争(問 30)の認識に関する 3 種類の回答を組み合わせ、製品市場における競争を寡占的とみているか競争的とみているかで標本を分割してみた。そして労働調整行動との関係を調べたのが次の表 11 である。ただし、組み合わせにより、競争的環境をより厳しくと

らえた定義1からより緩くした定義4まで4種類の分割方法を用いている。

表 11: 製品市場における競争環境の認識と労働費用調整の相互関係

		競争環境の認識 定義1 定義2 定義									
		競争的	寡占的	競争的	寡占的	競争的	寡占的	競争的	寡占的	Subtotal	全サンプ ルに対す る構成比
調整 [(%)	雇用&賃金調整 賃金調整のみ	34.9 38.9	32.0 44.7	35.6 38.7	28.2 47.9	34.9 38.7	30.2 49.2	34.9 39.7	20.0 55.0	34.0 40.7	4.4 5.2
労働調整 様式(%)	雇用調整のみ 調整なし	11.8 14.4	9.7 13.6	11.9 13.8	8.5 15.5	12.3 14.1	6.3 14.3	11.2 14.1		11.1 14.2	1.4 1.8
	Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12.8
賃金コスト圧縮の必要あり標本数		229	103	261	71	269	63	312	20	332	
(全標本中の構成比 (%))		13.0	12.5	12.9	12.4	12.7	13.2	13.2	9.0	12.8	
	全サンプル標本数	1767	827	2021	573	2118	476	2371	223	2594	

注) 正規従業員用サーベイおよび非正規従業員用サーベイをプールし、

どの定義をとっても、製品市場が競争的なほど賃金調整よりも雇用調整にシフトする様子がわかる。

結局、製品市場で独占レントが発生する場合、そもそも賃金コストの大幅な圧縮を 迫られることが少なくなる。たとえ賃金コストの大幅な圧縮に迫られたとしても、多くの場 合には可変賃金などの調整で済み、所定内賃金(時給)や雇用数を調整するまでに はいたっていないようである。競争環境が厳しくなるほど、大幅な賃金コストの削減をし なければならない状況に陥ることが多くなり、その際には所定内賃金調整のみで対応 する場合から雇用調整のみで対応する場合にシフトするのかもしれない。その背後に は、賃金調整によるモラルハザードの悪影響が甚大であることや、そもそも労働市場 の競争圧力を回避できず、所定内賃金調整ができないという事情があることが推察さ れる。

## 4. これからの研究の方向:労働市場の競争圧力との関係

残念ながら本調査では、使用者のもつ労働市場での競争圧力に関する認識を直接 問うた質問はない。ここでは、今後の議論のための試みとして、問 17 の答えを用いて 間接的に労働市場での競争圧力を捉えてみよう。

すなわち、本調査の問 17 として聞いた、所定内賃金(時給)を削減する妨げとして「最も生産性の高い従業員が会社を去ってしまう」という理由および「従業員は彼ら自

定義1:価格設定がマークアップまたは決定権無し&(値下げ競争に否定的または価格競争に否定的)

定義2:価格設定がマークアップ&(値下げ競争に否定的または価格競争に否定的)

定義3:価格設定がマークアップ&値下げ競争に否定的

定義4:価格設定がマークアップ&価格競争に否定的

身の賃金と他の企業に勤める類似の従業員の賃金を比較するから」という理由をどれだけ重要視するかを、労働市場での競争圧力の代理変数として考える。すなわち、両理由を重要視する企業ほど、労働市場での競争圧力が大きいと考えるわけである。所定内賃金削減を妨げる理由の第一が勤労意欲の減退であることは先にみた。これに対して、逆選択が発生する懸念が所定内賃金の削減を妨げるとすれば、それは直面する制約が、外部労働市場との競争により優秀な労働者を失う点にあることを意味する。本項ではこの点に注目したい。

この変数と表 11 で定義 3 とした製品市場の競争状況と選択された労働調整様式の関係を多項ロジットモデルで観測した結果が、次の表 12 である。コントロール変数としては、産業ダミー、雇用者数、主要職種ダミーを用いて、ショックが起こらなかったというカテゴリーをベースとした。また、比較のために製品市場の競争状況のみ、労働調整様式のみを説明変数とした推定結果も示した。脚注 14 で指摘したように、本調査では少なくとも回答者が主観的にある大きさ以上のショックを被った際の経験を聞いていると解釈している。また、賃金調整と雇用調整の優先順位は先見的に想定せず、4 つの選択肢を完全に並列して選択すると考えた。

表 12: 労働市場・製品市場の寡占状況と労働調整行動 (多項ロジットモデル)

I	雇用&賃金調整		賃金調整のみ		雇用調	整のみ	調整無し	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
製品市場寡占ダミー(定義3)	-0.157	0.272	0.340	0.216*	-0.504	0.538	0.048	0.379
高生産性労働者の離職	0.090	0.101	-0.137	0.081*	0.424	0.208***	0.054	0.147
相互比較	-0.069	0.093	0.034	0.086	-0.092	0.160	-0.111	0.138
定数項	-2.625	0.542	-3.504	0.552	-7.127	1.427	-3.251	0.770
	雇用&	賃金調整	賃金調整のみ		雇用調整のみ		調整無し	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
製品市場寡占ダミー(定義3)	-0.161	0.272	0.336	0.215*	-0.496	0.537	0.042	0.378
高生産性労働者の離職	-	-	-	-	-	-	-	-
相互比較	-	-	-	-	-	-	-	
定数項	-2.554	0.339	-4.000	0.423	-5.736	1.080	-3.442	0.472
•				•		•		
	雇用&	賃金調整	賃金調	整のみ	雇用調	整のみ	調整無し	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
製品市場寡占ダミー(定義3)	-	-	-	-	-	-	-	-
高生産性労働者の離職	0.090	0.101	-0.135	0.085*	0.424	0.201***	0.054	0.147
相互比較	-0.068	0.093	0.030	0.086	-0.086	0.160	-0.112	0.138
定数項	-2.658	0.539	-3.418	0.548	-7.219	1.425	-3.240	0.765

注) 製品市場寡占の定義は表11を参照のこと ベースとなるのはショックを受けなかった企業

他の説明変数は産業ダミー、主要職種ダミー、雇用者数。ただし、主要職種が保安業務であった2社は4つのカテゴリーに足らないため「その他の職業」としてまとめて扱った。

\*は15%水準で統計的に有意なことを示す。以下、\*\*が10%、\*が5%。定数項はすべて1%水準で有意。

推定モデルの当てはまりはあまりよくない。しかし、高生産性労働者が離職してしまうから賃金が下げられないと回答した企業ほど、雇用調整のみを選択肢がちで、逆に賃金調整のみは選択しないという傾向がはっきりとわかる。製品市場が寡占的である場合には賃金のみの調整で終始し、製品市場が競争的な場合は雇用調整に偏る傾向も有意ではないが見て取れる。やはり、製品市場・労働市場の競争圧力と労働調整様式は密接な関係にあることがうかがわれる。

以上、本稿で用いたアンケート調査から、価格設定方法から類推した製品市場での 競争圧力と、賃金コスト圧縮の必要に駆られたときに実際に採った労働調整行動とは 何らかの関係をもつことが示唆された。このとき、各企業が労働市場にどう直面してい ると認識しているかも重要な変数となる可能性が指摘できよう。

これらのデータ上の関係を考えると、その背後にいくつかの仮設が成立する可能性がある。これらの仮説を検討し、製品価格設定と賃金・雇用調整との間に何らかのメカニズムを見出すのが、本研究に与えられた次のステップである。

考えられる仮説としては、雇用調整を重視する企業と賃金調整を重視する企業とが 質的に分かれているという説明があるだろう。すなわち、前者はかなり競争的な労働市 場に直面しており、賃金水準をみだりに動かすと、労働者の離職を引き起こしてしまっ たりすることを恐れている。このとき、製品市場の価格形成は企業内部では賃金調整と は直接関係がない。後者はおそらく技術的な条件から、内部労働市場を外部労働市場の影響より切り離しており、賃金調整をする余地が大きい。また、製品市場における競争力の保持に(企業特殊的)熟練を多く積んだ労働者が必要であると考えれば、両者の接合は得られる。

以上を要するに、賃金・雇用調整のあり方と価格調整のあり方は、少なくとも本調査の結果の限りでは相関関係がありそうである。もちろん、両者の関係についての経済理論的な背景は明らかではない。元来、通常の完全競争の世界では、賃金にせよ価格にせよ、経済主体が操作可能な項目とは考えられていない。もちろん、賃金設定について経済主体の関与を認める労働市場モデルも存在する。しかし、その多くは企業側の買い手独占や、企業・労働者双方の独占を認める交渉過程を制度的前提としており、製品市場は競争的であることが想定されている。このとき、労使で分配されるレントの源泉はあくまで労働市場から発生しており製品市場に由来するものではない(Manning (2004))。名目賃金の硬直性の説明として本稿でも有力であることを示唆した効率賃金仮説についても、同様である。こう考えると、労使のレント・シェアリングと製品市場のレント発生との関係を明示的に結びつける理論的要請はほとんどないのが実情であろう。

したがって、確かに、本稿の目的はアンケート調査からの事実発見にあって、発見された相関関係になんら経済理論の意味で因果関係を認めるものではない。とはいえ、本稿で発見された事実は、雇用・賃金調整の背景にあると考えられる調整費用は、企業ごとに異質性が高い可能性があり、その要因のひとつとして、生産物市場における競争や価格調整のあり方が関与している可能性が高いことを示唆している。一方、雇用・賃金調整のあり方が生産物価格の伸縮性にどのような影響を与えているかは本稿の分析を超えるもので、残念ながら今後の研究課題としたい。本稿冒頭で触れたように、1990年代の日本の労働市場の有様を解釈するうえでは、両者の関係を考えることは新たな視点を提供する可能性をもつ。本稿はその意味で、労働市場の競争圧力と製品市場の競争圧力の相互関係をどのように捉えるか、という問題提起の論文として位置づけることができる。

## <参考文献>

- Bewley, T. F. (1999), Why Wages don't Fall during A Recession. Harvard University Press.
- Blinder, A., E. D. Canetti, D. E. Lebow, and J. B. Rudd, (1998), *Asking about Prices*, Russell Sage Foundation.
- Hildreth, A. and F. Ohtake, (1998), "Labor Demand and the Structure of Adjustment Costs in Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, 12(2): 131-150.
- Kawaguchi, D. and F. Ohtake, (2007), "Testing the Morale Theory of Nominal Wage Rigidity," *Industrial and Labor Relations Review*, 61(1): 59-74.
- Kimura, T. and K. Ueda, (2001), "Downward Nominal Wage Rigidity in Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, 15(1): 50-67.
- Manning, A. (2004), "Monopsony and the Efficiency of Labour Market Interventions," Labour Economics, 11: 145-163.
- Radowski, D. and H. Bonin (2008), "The Wage and Price Setting Survey of the Wage Dynamics Network: First Results for Germany," presentation material in the Monetary Policy Workshop at the University of Tokyo on 14th March 2008.
- 今野浩一郎·佐藤博樹 (2002)『人事管理入門』 日本経済新聞社
- 大内信哉 (1999) 『労働条件変更法理の再構成』有斐閣
- 太田聰一・玄田有史・照山博司 (2008)「1990 年代以降の日本の失業:展望」 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ 08-J-4
- 大竹文雄・谷坂紀子 (2002)「雇用削減行動と株価」玄田有史・中田喜文編「リストラ 転職のメカニズム」 東洋経済新報社
- 神林龍・両角道代 (2008)「有期雇用の法規制」 荒木尚志・大内信哉・大竹文雄・神林龍編著『雇用社会の法と経済』 有斐閣
- 黒田祥子・山本勲 (2007)『デフレ下の賃金変動』 東京大学出版会
- 篠塚英子 (1989)『日本の雇用調整』 東洋経済新報社
- 駿河輝和 (1997)「日本企業の雇用調整」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化 と女性労働』東京大学出版会
- 土田道夫 (2003)「成果主義人事と人事考課」 土田道夫・山川隆一編『成果主義人事と労働法』 日本労働研究機構
- 深尾京司・宮川努編 (2008)『生産性と日本の経済成長 JIPデータベースによる産業・企業レベルの実証分析』東京大学出版会
- 西村清彦・照山博司 (1990)「価格と数量―日本と米国の 100 年―」、吉川洋・岡崎哲二編『経済理論への歴史的パースペクティブ』、東京大学出版会

付録 1: アンケート調査票(正規従業員用)

## 第1節・賃金決定

本節は、賃金決定の慣行及び賃金変更の頻度と時期についてお尋ねします。また、新規従業員の賃金が既存従業員に対してどのように決定されているかについてもお尋ねします。特に指示のない限りは、回答はすべて"通常の状態及び慣行"のものとして下さい。

問1 - 2007年12月末における、以下の職種グループの従業員の割合を合計が100%になるようにお答えください。また、最も割合の大きい職種を貴社における「主要な職種グループ」と呼びますので、あてはまる職種に○をつけてください。最も割合の大きい職種が複数ある場合には、<u>どれかひとつだけ選び</u>「主要な職種グループ」欄に○をつけてください。

主要な 職種グループ 割合 (○はひとつ) 1) 専門的·技術的職業従事者 1 % 2) 管理的職業従事者 % 2 3) 事務従事者 3 % 4) 販売従事者 4 % サービス職業従事者 5 % 6) 保安職業従事者 6 % 7) 運輸通信従事者 7 % 8) 生産工程·労務作業者 8 % 9) その他 9 % % 計 1 0 0

問2-貴社は、社外(全国、地域、産業、職種レベル)で取り決められた何らかの労働協約を適用していますか?(○はひとつ)

- 1. はい、協約を適用しています。
- 2. 協約はありますが、適用を見送っています。
- 3. いいえ、そのような協約はありません。

問3-間2の答えに関わらず、貴社は、社内で取り決められた何からの労働協約を適用していますか? (○はひとつ)

- 1. はい、協約を適用しています。
- 2. いいえ、適用していません。

間4-<u>間2 または 間3のいずれかで</u>「1. はい」と答えた方にお聞きします。貴社の全従業員のうち、どれくらいの割合の人が当該労働協 約の適用を受けていますか?全従業員を100%としてお答えください。

			%
--	--	--	---

問5-2007年1月~2007年12月末の期間における貴社の賃金支払総額のうち、どれくらいの割合が、個人あるいは会社の業績に関連した 賞与・手当(賃金可変部分)として支払われていますか?賃金支払総額を100%としてお答えください。

問6-貴社は物価変動に正規従業員の所定内賃金額を対応させる方針を採っていますか?

- 1. はい
- 2. いいえ → **問8へ**

問7 - 問6で「1.はい」と答えた方にお聞きします。貴社の正規従業員の所定内賃金額と物価変動に関する方針に最も良くあてはまるものをお答えください。 (○はひとつ)

- 1. 正規従業員の所定内賃金の変更は自動的に過去の物価変動に関連付けられている
- 2. 正規従業員の所定内賃金の変更は自動的に予期される物価変動に関連付けられている
- 3. 正式なルールはないが、所定内賃金の変更は過去の物価変動を考慮して行われる
- 4. 正式なルールはないが、所定内賃金の変更は予期される物価変動を考慮して行われる

問8-貴社における「主要な職種グループ」に対する賃金形態は何ですか?主なものをひとつお答えください。

(0はひとつ)

- 1. 時間給制
- 2. 出来高制
- 3. 日給月給制
- 4. それ以外(具体的に)\_\_\_\_\_

# 問**9 - 貴社において、「主要な職種グループ」に属する正規従業員の所定内賃金額はどれくらいの頻度で変更されますか?<u>以下の変更についてそれぞれ頻度をお答えください。</u>(〇はそれぞれひとつずつ)**

	年に 二度以上	年に一度	二年に一度	二年に一度 よりも少な い頻度	変更しな い・ 知らない
1) 近隣競争相手の動向など、在職期間・物価変動と無関係の所定内の 賃金変更	1	2	3	4	5
2) 定期昇給など、在職期間による所定内の賃金変更	1	2	3	4	5
3) 物価変動による所定内の賃金変更	1	2	3	4	5

問10 - 通常、正規従業員の所定内賃金額の変更の時期は特定の月に集中していますか?<u>「1.はい」の場合、その月もお答えください(複数回答可)。</u>

- 1. はい→1.一月 2.二月 3,三月 4.四月 5.五月 6.六月 7.七月 8.八月 9.九月 10.十月 11.十一月 12.十二月
- 2. いいえ

問11 - 貴社における「主要な職種グループ」についてお聞きします。正規従業員の中途採用者の初任格付を決定する際、最も重要な要素は何ですか?<u>主なものをひとつお答えください</u>(○はひとつ)

- 1. 労働協約(如何なるレベルで取り決められたかは問いません)
- 2. 社内における類似の従業員の賃金
- 3. 社外における類似の労働者の賃金
- 4. 労働市場における類似の労働者の獲得の容易さ
- 5. その他(具体的に)\_\_\_\_\_

問12 - 労働市場の状況から、仮に容易に中途採用ができるとします。貴社は新たに正規従業員として雇用された中途採用者を、経験や 資格などの面で既に雇用している類似の従業員よりも低い賃金で雇用しますか?

- 1. はい
- 2. いいえ、なぜなら(以下の項目から最も当てはまる理由をひとつだけお答えください):
  - 1. 不公平であるし、会社の悪い評判につながりかねないから
  - 2. その新規従業員の勤労意欲を削いでしまうから
  - 3. 就業規則あるいは労働協約に違反しているから
  - 4. 労働組合が反発するであろうから
  - 5. その他(具体的に)\_\_\_\_\_

問13 - 問12とは逆に、もし中途採用の募集が困難な場合、貴社はその新たに正規従業員として雇用された中途採用者を、既に雇用して いる類似の従業員よりも高い賃金で雇用しますか?
1. はい
2. いいえ、なぜなら( <u>以下の項目から最も当てはまる理由をひとつだけお答えください</u> ):
1. 既に雇用されている従業員にとって不公平であるから
2. 既に雇用されている従業員の労働意欲を削いでしまうから
3. 就業規則あるいは労働協約に違反しているから
4. 既に雇用されている従業員から賃金アップの要求が出るであろうから
<b>5.</b> その他(具体的に)
第2節・正規従業員の所定内賃金額の引き下げ、環境の変化への対応
本節では、正規従業員の所定内賃金の引下げへの(潜在的な)障害があるかどうかなど、経済環境の変化に対する企業の反応についてお尋ねします。
問14-1990年以降、賃金コストを大幅に削減しましたか。 (○はひとつ)
1. はい
それは何年のころでしたか。西暦でお答え下さい。 (複数年ある場合は最も削減幅が大きかった年をお答えください)
<sup>+</sup> 2. いいえ → <b>問17~</b>
問14a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きいたします。 <u>最も当てはまる削減の理由をひとつお答えください。</u> (○はひとつ)
1. 売り上げが減少したため
2. その他のコストが上昇したため
3. 技術革新が起こり、競争上不利になったため
4. その他の理由(具体的に)
問15a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きいたします。 その際に、希望退職の募集や解雇などを通じて、正規従業員の人員削減をしましたか? (○はひとつ)
1. はい(正規従業員の何%を占めたかお答えください)
% →問16aへ
<ol><li>いいえ</li></ol>
問15b - 問15aで「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。
正規従業員の人員削減をしなかった主な理由は何ですか? <u>最も当てはまる理由をひとつお答えください。</u> (○はひとつ)
1. 残業抑制など労働時間の調整で済んだため
2. 賞与や手当てなど可変賃金の調整で済んだため
3. 所定内賃金の調整で済んだため
4. 法律や労働協約で禁じられているため
5. 有期契約従業員の雇い止めや定年退職者の不補充で済んだため
6. その他の理由(具体的に)
問16a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きします。 賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則を改訂せずに、定期昇給の凍結などを通じて所定内賃金額が据え置かれた正規従業員はいましたか? (○はひとつ)
<ol> <li>はい(正規従業員の何%を占めたかお答えください)</li> </ol>
1. はv ( 上水ル木泉 v 内 /u を 口 v / に / / / / / / / / / / / / / / / / /
2 takaż

賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則の改訂を通じて、所定内賃金額を据え置いた	と正規従業員	員はいまし	たか? (0	はひとつ)	
1. はい(正規従業員の何%を占めたかお答えください)					
%					
2. いいえ					
問16c - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きいたします。 賃金コスト削減の際、賃金表や就業規則の改訂を通じて、所定内賃金額が削減された	・正規従業[		たか? (〇	はひとつ)	
<ol> <li>はい(正規従業員の何%を占めたかお答えください)</li> </ol>					
2. いいえ					
問16d -問16a~問16cのいずれかで「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。					
正規従業員の所定内賃金額の調整をしなかった主な理由は何ですか?最もあてはま	る理由をひ	とつお答え	ください。	_ (0はひと	:つ)
1. 残業抑制など労働時間の調整で済んだため					
2. 賞与や手当てなど可変賃金の調整で済んだため					
3. 希望退職の募集など人員調整で済んだため					
4. 法律や労働協約で禁じられているため					
5. 有期契約従業員の雇い止めや定年退職者の不補充で済んだため					
6. その他の理由(具体的に)					
【全員の方へ】					
問17 - 一般に、正規従業員の所定内賃金額の削減の妨げとなる要因として、以下に 各項目に対してそれぞれひとつお答えください。(○はそれぞれひとつずつ)	挙げる項目	はどれほと	<b>関係してい</b>	いると思いる	ますか?
	無関係	あまり 関係ない	<b>関係</b> が ある	大変関係がある	わから ない
1)法律や就業規則あるいは労働協約が所定内賃金額の削減を妨げている	1	2	3	4	5
2)所定内賃金額の削減は、従業員の努力を減退させ、ひいては製品やサービスの 生産量の減少につながる	1	2	3	4	5
3)所定内賃金額の削減は、従業員の勤労意欲を減退させる	1	2	3	4	5
4)所定内賃金額の削減は、使用者としての企業の評判を損ね、そのため将来従業員を雇用するのが難しくなる	1	2	3	4	5
5)所定内賃金額の削減によって、最も生産性の高い従業員が会社を去ってしまう	1	2	3	4	5
6)所定内賃金額の削減は、一般的に従業員の退職を促し、新しく従業員を雇用する訓練費用の負担が生じる	1	2	3	4	5
7)所定内賃金額の削減は、新しい従業員の募集を困難にする	1	2	3	4	5
8)従業員は所得の予期せぬ減少を嫌うので、賃金は不景気において減少することも好景気において上昇することもないという暗黙の了解が企業と従業員の間にはある	1	2	3	4	5
9)従業員は彼ら自身の賃金と他の企業に勤める類似の従業員の賃金を比較するか					

問16b - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きします。

# 問18 - 以下に挙げる雇用戦略は、人件費削減のためにこれまで採用されたことがありますか? <u>あてはまる項目をすべてお答えください。(〇はいくつでも)</u>

- 1. 賞与を削減あるいは廃止した
- 2. 福利厚生を削減あるいは廃止した
- 3. 配置転換・人事異動をした
- 4. 定期昇給を遅らせるあるいは凍結した
- 5. 昇進のペースを遅らせるあるいは凍結した
- 6. 自主退職あるいは定年退職した従業員の代わりに(彼らと同等の経験・スキルを有する)従業員を 新たに彼らよりも安い賃金で雇用した
- 7. 高賃金の従業員を低賃金の従業員に替えるために早期退職制度を用いた
- 8. その他の戦略(具体的に)\_\_\_\_\_

#### 問19 - 過去10年間で人件費を削減するために正規従業員の所定内賃金額を調整することは容易になりましたか? (〇はひとつ)

- 1. はい
- 2. いいえ → **問21 へ**
- 3. わからない→ **間21 へ**

#### 問20-問19で「1.はい」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか? 最もあてはまる理由をひとつお答えください。

(〇はひとつ)

- 1. 労働者間の競争がより厳しくなったから
- 2. 労働者の数が増え、雇い入れやすくなったから
- 3. 団体交渉における労働組合の力が弱くなったから
- 4. 解雇規制の縛りが緩くなったから
- 5. 生産を外部委託できるようになったから
- 6. 物価インフレーション、インフレ期待が弱まったあるいは安定したから

以下の問では、環境変化に対して貴社がどのように賃金、価格、総コスト、雇用あるいは利益率を調整しているかについてお尋ねします。回答に際して、<u>価格</u>については**2007**年1月~**2007**年12月末の期間における売上高のうち最も高い比率を占める主力商品あるいはサービスの価格についてお答え下さい。雇用及び賃金については貴社における「主要な職種グループ」についてお答えください。

# 問21 - 貴社が需要の予期せぬ落ち込みに直面した場合に、以下に挙げる戦略はどれくらい重要ですか?<u>各項目に対してそれぞれひとつお答えください。</u>(〇はそれぞれひとつずつ)

		重要で ない	あまり重 要でない	重要	大変重要	わから ない
1)	製品価格を下げる	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	コストを削減する	1	2	3	4	5

## 問22-コスト削減の目的を達成するための主な手段は何ですか?最も重要な手段をひとつお答えください。(〇はひとつ)

- 1. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 2. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 正規従業員の数を減らす
- 4. 非正規従業員の数を減らす
- 5. 非正規従業員の時給(または所定内賃金)を減らす
- 6. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 7. 人件費以外のコストを削減する

## 問23 - 貴社が、市場全体に影響を及ぼす中間投入財の予期せぬ価格上昇(例えば石油価格の上昇)に直面した場合に、以下に挙げる戦略のそれぞれはどれくらい重要ですか?<u>各項目に対してそれぞれひとつお答えください。</u>(○はそれぞれひとつずつ)

		重要で ない	あまり重 要でない	重要	大変重要	わから ない
1)	製品価格を上げる(値上げする)	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	当該中間投入財以外のコストを削減する	1	2	3	4	5

#### 間24 - 当該中間投入財以外のコストを削減するための主な手段は何ですか? <u>最も重要な手段をひとつお答えください。</u> (〇はひとつ)

- 1. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 2. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 正規従業員の数を減らす
- 4. 非正規従業員の数を減らす
- 5. 非正規従業員の時給(または所定内賃金)を減らす
- 6. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 7. 人件費以外のコストを削減する

# 問25 - 貴社が、(例えば、法改正によって)市場全体に影響を及ぼす賃金の予期せぬ長期的な上昇に直面した場合に、以下に挙げる戦略はどれくらい重要ですか? <u>各項目に対してそれぞれひとつお答えください。</u>(○はそれぞれひとつずつ)

		重要で ない	あまり重 要でない	重要	大変 重要	わから ない
1)	製品価格を上げる(値上げする)	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	他のコストを削減する	1	2	3	4	5

#### 問26-他のコストを削減するための主な手段は何ですか? 最も重要な手段をひとつお答えください。(○はひとつ)

- 1. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 2. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 正規従業員の数を減らす
- 4. 非正規従業員の数を減らす
- 5. 非正規従業員の時給(または所定内賃金)を減らす
- 6. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 7. 人件費以外のコストを削減する

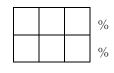
### 第3節・価格の設定及び変更

本節では、製品価格の設定及び価格変更の頻度についてお尋ねします。

貴社が複数の財あるいはサービスを生産(あるいは販売)している場合、調査対象期間における売上高のうち最も高い比率を占める主力商品あるいはサービスについて回答して下さい。例えば、貴社が数種類の帽子と靴を生産(販売)している場合、「商品」とは(より具体的な種類に関係なく)「帽子」と「靴」を意味します。一方、「主力商品(サービス)」とは調査対象期間における最も多くの収益をもたらしたいずれか一種類の商品(サービス)を意味します。

間27 - 2007年1月~2007年12月末の期間おける貴社の主力商品の主要な販途の内訳を合計が100%になるようお答えください。

- 1) 国内市場から得られた売り上げの割合
- 2) 外国市場から得られた売り上げの割合



計)

1 0 0 %

間28 - 主力商品の主要な市場における価格はどのように設定されますか?最もあてはまるものをひとつお答えください。

(〇はひとつ)

- 1. 価格は法律などによって規制されているため、あるいは親会社によって決められているため 自社で価格設定は行っていない
- 2. 価格は主要な取引先によって決められているため、自社で価格設定は行っていない
- 3. 価格は主要な競争相手に追従する形で決めている
- 4. 価格はコストと自ら決定した利益率に基づいてほぼ決めている
- 5. その他(具体的に)\_\_\_\_\_

問29 - 主力商品に関して、どの程度の価格競争に直面していますか?<u>最もあてはまるものをひとつお答えください。</u>(○はひとつ)

- 1. 熾烈な価格競争に直面している
- 2. ある程度激しい価格競争に直面している
- 3. それほど価格競争は激しくない
- 4. 価格競争は全くない
- 5. わからない

問30 - 貴社の主力商品の主な競争相手が競合商品の値下げを敢行したとします。それに対して貴社は値下げで対抗しますか? 最もあてはまるものをひとつお答えください。 (〇はひとつ)

- 1. 必ず値下げを敢行する
- 2. おそらく値下げを敢行する
- 3. おそらく値下げはしない
- 4. 絶対に値下げはしない
- 5. わからない

間31 - 通常の状況において、一般的にはどれくらいの頻度で主力商品の価格を変更しますか?主要な取引先との取引を念頭において、 最も適切なものをひとつお答えください。 (○はひとつ)

- 1. 毎日
- 2. 每週
- 3. 毎月
- 4. 四半期に一度
- 5. 半年に一度
- 6. 年に一度
- 7. 二年に一度
- 8. 三年に一度以下
- 9. 全く変更しない
- 10. 明確なパターンはない

問32 - 通常の状況において、主力商品の価格の変更はある特定の月に集中していますか?<u>「1.はい」の場合、その月もお答えください</u> <u>(複数回答可)。</u>

- 1. はい → 1.一月 2.二月 3,三月 4.四月 5.五月 6.六月 7.七月 8.八月 9.九月 10.十月 11.十一月 12.十二月
- 2. いいえ

問33 - これら主力商品の価格変更の時期は、賃金変更の時期とどのように関係していますか?<u>最もあてはまるものをひとつお答えください。</u>(○はひとつ)

- 1. 両者には全く何の関係もない
- 2. 何かしらの関係はあるが、特定のパターンはない
- 3. 変更の決定は同時になされる
- 4. 価格変更は賃金変更に付随して決定される
- 5. 賃金変更は価格変更に付随して決定される
- 6. わからない

# 第4節・企業に関する情報

(権用契約を持つ人) かいま	すか?割合については、総従業員数の内訳の合計
% 人	1)常雇用正規従業員:労働契約終了日が予め決められていない従業員で、1日の労働時間・週の労働日数が一般に定められている者
%人	2)常雇用非正規 (パート) 従業員:労働契約終了日
D/2	が予め決められていない従業員で、1日の労働時間・ 週の労働日数が一般よりも小さい者
	3) <b>臨時従業員</b> :労働契約終了日あるいは契約期間が 予め決められた従業員。
	※その他:上記以外の従業員の総数(例えば、代理人、フリーランス、相談役、見習い、学生、その他の臨時従業員など。)
	を辞めましたか?
退職者	人
	?
マイエン マイス マイス マイス マイス アイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	を合計が100%になるようお答えください。
%	
%	
%	
%	
100 %	
いて在職期間ごとの割合を合	計が100%になるようお答えください。
%	
%	
%	
%	
%	
100 %	
۲۷۰°	
- ^ ^ ^ -   をし   -	% 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

問40 - 2007年12月末において、貴社の総費用(販売管理費と製造原価の合計)に占める	人件費の割合はどれくらいですか?
%	
問41 - 2007年12月末における貴社の売り上げは前年と比べてどうでしたか? (○はひる	:つ)
1. かなり低い	
2. 低い	
3. ほぼ同じ	
<b>4.</b> 高い	
5. かなり高い	

ご協力いただき大変ありがとうございました。

付録 2: アンケート調査票(非正規従業員用)

### 第1節・賃金決定

本節は、賃金決定の慣行及び賃金変更の頻度と時期についてお尋ねします。また、新規従業員の賃金が既存従業員に対してどのように決定されているかについてもお尋ねします。特に指示のない限りは、回答はすべて"通常の状態及び慣行"のものとしてください。

問1-2007年12月末における、以下の職種グループの従業員の割合を合計が100%になるようにお答えください。また、最も割合の大きい職種を貴社における「主要な職種グループ」と呼びますので、あてはまる職種に〇をつけてください。最も割合の大きい職種が複数ある場合には、どれかひとつだけ選び「主要な職種グループ」欄に〇をつけてください。

割合 職種グループ (○はひとつ) 1) 専門的·技術的職業従事者 1 % 2) 管理的職業従事者 % 2 3) 事務従事者 3 % 4) 販売従事者 4 % サービス職業従事者 5 % 6) 保安職業従事者 6 運輸通信従事者 7 7) % 8) 生産工程·労務作業者 % 8 9) その他 9 % 計 1 0 0 %

間2-貴社は、社外(全国、地域、産業、職種レベル)で取り決められた何らかの労働協約を適用していますか?(○はひとつ)

- 1. はい、協約を適用しています
- 2. 協約はありますが、適用を見送っています
- 3. いいえ、そのような協約はありません

問3-問2の答えに関わらず、貴社は、社内で取り決められた何からの労働協約を適用していますか? (○はひとつ)

- 1. はい、協約を適用しています
- 2. いいえ、適用していません

間4-<u>間2または間3のいずれかで</u>「1.はい」と答えた方にお聞きします。貴社の全従業員のうち、どれくらいの割合の人が当該労働協 約の適用を受けていますか?全従業員を100%としてお答えください。

			%
--	--	--	---

問5-2007年1月~2007年12月末の期間における貴社の賃金支払総額のうち、どれくらいの割合が、個人あるいは会社の業績に関連した賞与・手当(賃金可変部分)として支払われていますか?賃金支払総額を100%としてお答えください。

	%
	, 0

問6-貴社は物価変動に非正規従業員の時給(または所定内賃金額)を対応させる方針を採っていますか?(〇はひとつ)

- 1. はい
- 2. いいえ → 問8へ

問7-問6で「1.はい」と答えた方にお聞きします。貴社の非正規従業員の時給(または所定内賃金額)と物価変動に関する方針に最もよく当てはまるものをお答えください。 (○はひとつ)

- 1. 非正規従業員の時給(または所定内賃金)の変更は自動的に過去の物価変動に関連付けられている
- 2. 非正規従業員の時給(または所定内賃金)の変更は自動的に予期される物価変動に関連付けられている
- 3. 正式なルールはないが、時給(または所定内賃金)の変更は過去の物価変動を考慮して行われる
- 4. 正式なルールはないが、時給(または所定内賃金)の変更は予期される物価変動を考慮して行われる

#### 問8-貴社における「主要な職種グループ」に対する賃金形態は何ですか?主なものをひとつお答えください。(〇はひとつ)

- 1. 時間給制
- 2. 出来高制
- 3. 日給月給制
- 4. それ以外 (具体的に) \_\_\_\_\_

# 間9 - 貴社において、「主要な職種グループ」に属する非正規従業員の時給(または所定内賃金額)はどれくらいの頻度で変更されますか?以下の変<u>更についてそれぞれ頻度をお答えください。</u>(○はそれぞれひとつずつ)

	年に 二度以上	年に一度	二年に一度	二年に一度 よりも少な い頻度	変更しな い・ 知らない
1) 近隣競争相手の動向など、在職期間·物価変動と無関係の時給 (または所定内賃金)変更	1	2	3	4	5
2) 定期昇給など、在職期間による時給(または所定内賃金)変更	1	2	3	4	5
3) 物価変動による時給(または所定内賃金)変更	1	2	3	4	5

問10 - 通常、非正規従業員の時給(または所定内賃金額)の変更の時期は、特定の月に集中していますか?<u>「1.はい」の場合は、その</u>月もお答えください(複数回答可)。

- 1. はい→1.一月 2.二月 3.三月 4.四月 5.五月 6.六月 7.七月 8.八月 9.九月 10.十月 11.十一月 12.十二月
- 2. いいえ

問11 - 貴社における「主要な職種グループ」についてお聞きします。非正規従業員の中途採用者の時給(または初任格付け)を決定する際、最も重要な要素は何ですか?<u>主なものをひとつお答えください</u>(○はひとつ)

- 1. 労働協約(如何なるレベルで取り決められたかは問いません)
- 2. 社内における類似の従業員の賃金
- 3. 社外における類似の労働者の賃金
- 4. 最低賃金
- 5. 労働市場における類似の労働者の獲得の容易さ
- 6. その他(具体的に)

問12 - 労働市場の状況から、仮に容易に中途採用ができるとします。貴社は新たに非正規従業員として雇用された中途採用者を、経験や資格などの面で既に雇用している類似の従業員よりも低い賃金で雇用しますか?

- 1. はい
- 2. いいえ、なぜなら (<u>以下の項目から最も当てはまる理由をひとつだけお答えください</u>)
  - 1. 不公平であるし、会社の悪い評判につながりかねないから
  - 2. その新規従業員の勤労意欲を削いでしまうから
  - 3. 就業規則あるいは労働協約に違反しているから
  - 4. 労働組合が反発するであろうから
  - 5. その他(具体的に)\_\_\_\_\_

問13 - 問12とは逆に、もし中途採用の募集が困難な場合、貴社はその新たに非正規従業員として雇用された中途採用者を、既に雇用している類似の従業員よりも高い賃金で雇用しますか?
<ol> <li>はい</li> <li>いいえ、なぜなら(以下の項目から最も当てはまる理由をひとつだけお答えください)</li> <li>既に雇用されている従業員にとって不公平であるから</li> <li>既に雇用されている従業員の労働意欲を削いでしまうから</li> <li>就業規則あるいは労働協約に違反しているから</li> <li>既に雇用されている従業員から賃金アップの要求が出るであろうから</li> <li>その他(具体的に)</li> </ol>
第2節・非正規従業員の時給(または所定内賃金額)の引き下げ、環境の変化への対応
本節では、非正規従業員の時給(または所定内賃金)の引下げへの(潜在的な)障害があるかどうかなど、経済環境の変化に対する企業の反応についてお尋ねします。
問14 - 1990年以降、賃金コストを大幅に削減しましたか。 (○はひとつ)
<ul> <li>1. はい         それは何年のころでしたか。 <u>西暦で</u>お答えください。 (複数年ある場合は最も削減幅が大きかった年をお答えください)</li></ul>
問14a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きいたします。 <u>最も当てはまる削減の理由をひとつお答えください。</u> (○はひとつ)
<ol> <li>売り上げが減少したため</li> <li>その他のコストが上昇したため</li> <li>技術革新が起こり、競争上不利になったため</li> <li>その他の理由(具体的に)</li> </ol>
問15a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きいたします。 その際に、雇い止めや希望退職の募集や解雇などを通じて、非正規従業員の人員削減をしましたか? (○はひとつ)
<ol> <li>はい(非正規従業員の何%を占めたかお答えください)</li> <li>% →問16a~</li> <li>いいえ</li> </ol>
問15b - 問15aで「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。 非正規従業員の人員削減をしなかった主な理由は何ですか? <u>最もあてはまる理由をひとつお答えください。</u> (○はひとつ)
<ol> <li>残業抑制など労働時間の調整で済んだため</li> <li>賞与や手当てなど可変賃金の調整で済んだため</li> <li>時給(または所定内賃金)の調整で済んだため</li> <li>法律や労働協約で禁じられているため</li> <li>正規従業員の解雇や定年退職者の不補充で済んだため</li> <li>その他の理由(具体的に)</li> </ol>
問16a - 問14で「1.はい」と答えた方にお聞きします。 賃金コスト削減の際、時給(または所定内賃金)が据え置かれた非正規従業員はいましたか?(○はひとつ)
<ol> <li>はい(非正規従業員の何%を占めたかお答えください)</li> <li>いいえ</li> </ol>

期16b -	問14で	「 <b>1</b> けい」	と答えた方にお聞きします。
<b>間16D —</b>	- 岡14 C	11.646.1	と合えた力にお聞さします

賃金コスト削減の際、時給(または所定内賃金)が削減された非正規従業員はいましたか? (〇はひとつ)

1. はい(非正規従業員の何%を占めたかお答えください)

		%

2. いいえ

問16c -問16aまたは問16bのいずれかで「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。

非正規従業員の時給(または所定内賃金額)の調整をしなかった主な理由は何ですか? <u>最もあてはまる理由をひとつお答えください。</u> (○はひとつ)

- 1. 残業抑制など労働時間の調整で済んだため
- 2. 賞与や手当てなど可変賃金の調整で済んだため
- 3. 雇い止めや希望退職の募集で済んだため
- 4. 法律や労働協約で時給の変更が禁じられているため
- 5. 最低賃金を下回ってしまうため
- 6. 正規従業員の解雇や定年退職者の不補充で済んだため
- 7. その他の理由(具体的に)\_\_\_

### 【全員の方へ】

問17 - 一般に、非正規従業員の時給(または所定内賃金額)の削減の妨げとなる要因として、以下に挙げる項目はどれほど関係していると思いますか? 各項目に対してそれぞれひとつお答えください。 (○はそれぞれひとつずつ)

	無関係	あまり <i>関係</i> ない	<b>関係が</b> ある	大変 関係が ある	わから ない
1) 法律や就業規則あるいは労働協約が時給(または所定内賃金額)の削減を妨げている	1	2	3	4	5
2) 時給(または所定内賃金額)の削減は、従業員の努力を減退させ、ひいては製品やサービスの生産量の減少につながる	1	2	3	4	5
3) 時給(または所定内賃金額)の削減は、従業員の勤労意欲を減退させる	1	2	3	4	5
4) 時給(または所定内賃金額)の削減は、使用者としての企業の評判を損ね、そのため将来従業員を雇用するのが難しくなる	1	2	3	4	5
5) 時給(または所定内賃金額)の削減によって、最も生産性の高い従業員が会社を去ってしまう	1	2	3	4	5
6) 時給(または所定内賃金額)の削減は、一般的に従業員の退職を促し、新しく 従業員を雇用する訓練費用の負担が生じる	1	2	3	4	5
7) 時給(または所定内賃金額)の削減は、新しい従業員の募集を困難にする	1	2	3	4	5
8) 従業員は所得の予期せぬ減少を嫌うので、賃金は不景気において減少することも好景気において上昇することもないという暗黙の了解が企業と従業員の間にはある	1	2	3	4	5
9) 従業員は彼ら自身の賃金と他の企業に勤める類似の従業員の賃金を比較するから	1	2	3	4	5

# 問18 - 以下に挙げる雇用戦略は、人件費削減のためにこれまで採用されたことがありますか? <u>あてはまる項目をすべてお答えください。(○はいくつでも)</u>

- 1. 賞与を削減あるいは廃止した
- 2. 福利厚生を削減あるいは廃止した
- 3. 配置転換・人事異動をした
- 4. 定期昇給を遅らせるあるいは凍結した
- 5. 昇進のペースを遅らせるあるいは凍結した
- 6. 自主退職あるいは定年退職した従業員の代わりに(彼らと同等の経験・スキルを有する)従業員を 新たに彼らよりも安い賃金で雇用した
- 7. 高賃金の従業員を低賃金の従業員に置き替えるために早期退職制度を用いた
- 8. その他の戦略(具体的に)\_\_\_\_\_

#### 問19 - 過去10年間で人件費を削減するために非正規従業員の時給(または所定内賃金額)を調整することは容易になりましたか? (○はひとつ)

- 1. はい
- 2. いいえ → **問21** ~
- 3. わからない → **問21 へ**

#### 間**20 -問19**で「1.はい」と答えた方のみにお聞きします。それはなぜですか?<u>最もあてはまる理由をひとつお答えください。</u>

(〇はひとつ)

- 1. 労働者間の競争がより厳しくなったから
- 2. 労働者の数が増え、雇い入れやすくなったから
- 3. 団体交渉における労働組合の力が弱くなったから
- 4. 解雇規制の縛りが緩くなったから
- 5. 生産を外部委託できるようになったから
- 6. 物価インフレーション、インフレ期待が弱まったあるいは安定したから

以下の問では、環境変化に対して貴社がどのように賃金、価格、総コスト、雇用あるいは利益率を調整しているかについてお尋ねします。回答に際して、<u>価格</u>については**2007年1月~2007年12**月末の期間における売上高のうち最も高い比率を占める主力商品あるいはサービスの価格についてお答えください。<u>雇用及び賃金</u>については貴社における「主要な職種グループ」についてお答えください。

#### 問21 - 貴社が需要の予期せぬ落ち込みに直面した場合に、以下に挙げる戦略のそれぞれはどれくらい重要ですか?

#### 各項目に対してそれぞれひとつお答えください。 (Oはそれぞれひとつずつ)

		<i>重要で</i> ない	あまり重 要でない	重要	大変 重要	わから ない
1)	製品価格を下げる	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	コストを削減する	1	2	3	4	5

#### 問**22**-コスト削減の目的を達成するための主な手段は何ですか? <u>最も重要な手段をひとつお答えください。</u>(〇はひとつ)

- 1. 非正規従業員の時給(または所定内賃金額)を下げる
- 2. 非正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 非正規従業員の数を減らす
- 4. 正規従業員の数を減らす
- 5. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 6. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 7. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 8. 人件費以外のコストを削減する

# 問23 - 貴社が、市場全体に影響を及ぼす中間投入財の予期せぬ価格上昇(例えば石油価格の上昇)に直面した場合に、以下に挙げる戦略はどれくらい重要ですか?<u>各項目に対してそれぞれひとつお答えください。</u>(○はそれぞれひとつずつ)

		<i>重要で</i> ない	あまり重 要でない	重要	大変 重要	わから ない
1)	製品価格を上げる(値上げする)	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	当該中間投入財以外のコストを削減する	1	2	3	4	5

#### 問24 - 当該中間投入財以外のコストを削減するための主な手段は何ですか? <u>最も重要な手段をひとつお答えください。</u> (〇はひとつ)

- 1. 非正規従業員の時給(または所定内賃金額)を下げる
- 2. 非正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 非正規従業員の数を減らす
- 4. 正規従業員の数を減らす
- 5. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 6. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 7. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 8. 人件費以外のコストを削減する

## 問25 - 貴社が、(例えば、法改正によって)市場全体に影響を及ぼす賃金の予期せぬ長期的な上昇に直面した場合に、以下に挙げる戦略はどれくらい重要ですか? 各項目に対してそれぞれひとつお答えください。 (○はそれぞれひとつずつ)

		重要で ない	あまり重 要でない	重要	大変 重要	わから ない
1)	製品価格を上げる(値上げする)	1	2	3	4	5
2)	製品価格を据え置き、利益率(マージン)を下げる	1	2	3	4	5
3)	生産を減らす	1	2	3	4	5
4)	他のコストを削減する	1	2	3	4	5

### 問26-他のコストを削減するための主な手段は何ですか? 最も重要な手段をひとつお答えください。 (〇はひとつ)

- 1. 非正規従業員の時給(または所定内賃金額)を下げる
- 2. 非正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 3. 非正規従業員の数を減らす
- 4. 正規従業員の数を減らす
- 5. 正規従業員の所定内賃金額を下げる
- 6. 正規従業員の賃金可変部分(例えば賞与や残業手当てなど)を削減する
- 7. 従業員ごとの労働時間を調整する
- 8. 人件費以外のコストを削減する

### 第3節・価格の設定及び変更

本節では、製品価格の設定及び価格変更の頻度についてお尋ねします。

貴社が複数の財あるいはサービスを生産(あるいは販売)している場合、調査対象期間における売上高のうち最も高い比率を占める主力 商品あるいはサービスについて回答してください。例えば、貴社が数種類の帽子と靴を生産(販売)している場合、「商品」とは(より 具体的な種類に関係なく)「帽子」と「靴」を意味します。一方、「主力商品(サービス)」とは調査対象期間における最も多くの収益 をもたらしたいずれか一種類の商品(サービス)を意味します。

問27 - 2007年1月~2007年12月末の期間における貴社の主力商品の主要な販途の内訳を合計が100%になるようお答えください。

- 1) 国内市場 から得られた売り上げの割合
- 2) 外国市場 から得られた売り上げの割合

1 0 0 %

%

計)

#### 問28 - 主力商品の主要な市場における価格はどのように設定されますか?最もあてはまるものをひとつお答えください。(〇はひとつ)

- 価格は法律などによって規制されているため、あるいは親会社によって決められているため、 自社で価格設定は行っていない
- 2. 価格は主要な取引先によって決められているため、自社で価格設定は行っていない
- 3. 価格は主要な競争相手に追従する形で決めている
- 4. 価格はコストと自ら決定した利益率に基づいてほぼ決めている
- 5. その他(具体的に)\_\_\_\_\_

#### 問29 - 主力商品に関してどの程度の価格競争に直面していますか?最もあてはまるものをひとつお答えください。(○はひとつ)

- 1. 熾烈な価格競争に直面している
- 2. ある程度激しい価格競争に直面している
- 3. それほど価格競争は激しくない
- 4. 価格競争は全くない
- 5. わからない

問30 - 貴社の主力商品の主な競争相手が競合商品の値下げを敢行したとします。それに対して貴社は値下げで対抗しますか?<u>最もあては</u> まるものをひとつお答えください。 (○はひとつ)

- 1. 必ず値下げを敢行する
- 2. おそらく値下げを敢行する
- 3. おそらく値下げはしない
- 4. 絶対に値下げはしない
- 5. わからない

問31 - 通常の状況において、一般的にはどれくらいの頻度で主力商品の価格を変更しますか?主要な取引先との取引を念頭において、<u>最</u>も適切なものをひとつお答えください。(○はひとつ)

- 1. 毎日
- 2. 毎週
- 3. 毎月
- 4. 四半期に一度
- 5. 半年に一度
- 6. 年に一度
- 7. 二年に一度
- 8. 三年に一度以下
- 9. 全く変更しない
- 10. 明確なパターンはない

# 問32 - 通常の状況において、問31の主力商品の価格の変更はある特定の月に集中していますか?<u>「1.はい」の場合、その月もお答えください(複数回答可)。</u>

- 1. はい → 1.一月 2.二月 3,三月 4.四月 5.五月 6.六月 7.七月 8.八月 9.九月 10.十月 11.十一月 12.十二月
- 2. いいえ

# 問33 - これらの主力商品の価格変更の時期は、賃金変更の時期とどのように関係していますか?<u>最もあてはまるものをひとつお答えくだといっていますが</u> <u>さい。</u> (○は

ひとつ)

- 1. 両者には全く何の関係もない
- 2. 何かしらの関係はあるが、特定のパターンはない
- 3. 変更の決定は同時になされる
- 4. 価格変更は賃金変更に付随して決定される
- 5. 賃金変更は価格変更に付随して決定される
- 6. わからない

### 第4節・企業に関する情報

問34 - 2007年12月末において、	貴社には何人の従業員	(雇用契約を持つ人)	がいますか?	割合については、	総従業員数の内訳の合計が
100%になるようお答えくだ	さい。				

1) 常雇用正規従業員	9	%	人	1)常雇用正規従業員:労働契約終了日が予め決められていない従業員で、1日の労働時間・週の労働日数が一
2) 常雇用非正規 (パート) 従業員	9	<b>%</b>	人	般に定められている者 2)常雇用非正規 (パート) 従業員: 労働契約終了日が
3) 臨時従業員	0	<b>%</b>	] 人	予め決められていない従業員で、1日の労働時間・週の 労働日数が一般よりも小さい者
総従業員	1 0 0			3) <b>臨時従業員:</b> 労働契約終了日あるいは契約期間が予め決められた従業員。
※その他(雇用契約を持たない人)	,		_ 人(総数)	※その他:上記以外の従業員の総数(例えば、代理人、フリーランス、相談役、見習い、学生、その他の臨時従業員など。)
問35 - 2007年1月~2007年12月末の期 雇用契約を持つ全ての従業員(問340				辛めましたか?
離職者総数 人	うち定年による退	職者	人	
問36 - 2007年1月〜2007年12月末の期 雇用契約を持つ全ての従業員(問340				
人				
問37 - 2007年12月末における、貴社の	常用従業員につい	ヽて年齢グループ	プごとの割合を <i>^</i>	合計が100%になるようお答えください。
1) 23歳以下		9	<b>%</b>	
2) 24-54歳		9	<b>%</b>	
3) 55-65歳		9	<b>%</b>	
4) 66 歳以上		9	<b>%</b>	
	計)	1 0 0 %	<b>%</b>	
問38 - 2007年12月末における、貴社の	常用従業員につい	<b>いて在職期間ごと</b>	の割合を合計	が100%になるようお答えください。
1) 1年未満		9	<b>%</b>	
2) 1年以上5	年未満	9	<b>%</b>	
3) 5年以上	10 年未満	9	<b>%</b>	
4) 10年以上	15 年未満	9	<b>%</b>	
5) 15年以上		9	<b>%</b>	
	計)	100	%	
問39 - 貴社の創業年度はいつですか?	<u>西暦で</u> お答えくた	<b>ごさい。</b>		
	年			

問40 – 2007年	:1 <b>2</b> 月末において、貴社の総費用(販売管理費と製造原価の合計)に占める人件費の割合はどれくらいですか?
	%
問41 – 2007年	:1 <b>2</b> 月末における貴社の売り上げは前年と比べてどうでしたか?(○はひとつ)
1.	かなり低い
2.	低い
3.	ほぼ同じ
4.	高い
5.	かなり高い

ご協力いただき大変ありがとうございました。

付録 3: アンケート調査主要項目の単純集計結果

### 正規従業員用

問2	標本数	割合(%)
1	424	32.64
2	12	0.92
3	849	65.36
欠損	14	1.08
合計	1 299	100

問3	標本数	割合(%)
1	971	74.75
2	313	24.1
欠損	15	1.15
合計	1.299	100

	標本数	平均	標準偏差
問4	969	88.3	20.1
問5	1113	20.9	17.6

問6	標本数	割合(%)
1	169	13.01
2	1118	86.07
欠損	12	0.92
合計	1,299	100

問7	標本数	割合(%)
1	7	0.54
2	6	0.46
3	115	8.85
4	39	3
該当なし	1,129	86.91
欠損	3	0.23
合計	1,299	100

問8	標本数	割合(%)
1	91	7.01
2	9	0.69
3	1,136	87.45
4	34	2.62
欠損	29	2.23
合計	1,299	100

問9-1)	標本数	割合(%)
1	8	0.62
2	360	27.71
3	14	1.08
4	139	10.7
5	594	45.73
欠損	184	14.16
合計	1.299	100

問9-2)	標本数	割合(%)
1	24	1.85
2	1140	87.76
3	13	1
4	52	4
5	45	3.46

### 非正規従業員用

問2	標本数	割合(%)
1	366	28.26
2	9	0.69
3	898	69.34
欠損	22	1.7
合計	1 295	100

問3	標本数	割合(%)
1	934	72.12
2	346	26.72
欠損	15	1.16
合計	1,295	100

		標本数	平均	標準偏差
_	問4	932	88.4	20.5
	問5	1113	20.5	17.3

問6	標本数	割合(%)
1	113	8.73
2	1,135	87.64
欠損	47	3.63
合計	1,295	100

問7	標本数	割合(%)
1	2	0.15
2	3	0.23
3	75	5.79
4	28	2.16
該当なし	1,181	91.2
欠損	6	0.46
合計	1,295	100

問8	標本数	割合(%)
1	161	12.43
2	16	1.24
3	1,059	81.78
4	34	2.63
欠損	25	1.93
合計	1,295	100

問9-1)	標本数	割合(%)
1	10	0.77
2	222	17.14
3	42	3.24
4	202	15.6
5	484	37.37
欠損	335	25.87
合計	1,295	100

問9-2)	標本数	割合(%)
1	21	1.62
2	666	51.43
3	48	3.71
4	153	11.81
5	202	15.6

	問9-3)	標本数	割合(%)
	1	4	0.31
	2	206	15.86
	3	12	0.92
	4	123	9.47
	5	749	57.66
	欠損	205	15.78
•	合計	1 299	100

問10	標本数	割合(%)
1	1,224	94.23
うち1月	19	1.6
2月	8	0.7
3月	36	2.9
4月	883	72.1
5月	100	8.2
6月	88	7.2
7月	70	5.7
8月	13	1.1
9月	14	1.1
10月	28	2.3
11月	5	0.4
12月	13	1.1
2	48	3.7
欠損	27	2.08
合計	1.299	100

問11	標本数	割合(%)
1	129	9.93
2	1,019	78.44
3	73	5.62
4	27	2.08
5	40	3.08
欠損	11	0.85
合計	1,299	100

問12	標本数	割合(%)
1	618	47.58
うち1	100	16.2
2	350	56.6
3	123	19.9
4	3	0.5
5	67	10.8
2	656	50.5
欠損	25	1.92
合計	1.299	100

問13	標本数	割合(%)	
1	158	12.16	
2	1113	85.68	
うち1	552	49.6	
2	333	29.9	
3	131	11.8	
4	16	1.4	
5	67	6.0	
欠損	28	2.16	
合計	1,299	100	

問9-3)	標本数	割合(%)
1	2	0.15
2	132	10.19
3	23	1.78
4	143	11.04
5	623	48.11
欠損	372	28.73
合計	1 295	100

1     687     53.05       うち1月     17     2.5       2月     9     1.3       3月     34     4.9       4月     466     67.8       5月     57     8.3       6月     52     7.6       7月     36     5.2
2月     9     1.3       3月     34     4.9       4月     466     67.8       5月     57     8.3       6月     52     7.6       7月     36     5.2
3月     34     4.9       4月     466     67.8       5月     57     8.3       6月     52     7.6       7月     36     5.2
4月     466     67.8       5月     57     8.3       6月     52     7.6       7月     36     5.2
5月 57 8.3 6月 52 7.6 7月 36 5.2
6月 52 7.6 7月 36 5.2
7月 36 5.2
a = .
8月 7 1.0
9月 18 2.6
10月 30 4.4
11月 11 1.6
12月 4 0.6
2 465 35.91
欠損 143 11.04
合計 1,295 100

問11	標本数	割合(%)
1	82	6.33
2	755	58.3
3	129	9.96
4	47	3.63
5	98	7.57
6	40	3.09
欠損	144	11.12
合計	1,295	100

問12	標本数	割合(%)	
1	594	45.87	
うち1	120	20.2	
2	314	52.9	
3	85	14.3	
4	2	0.3	
5	67	11.3	
2	595	45.95	
欠損	106	8.19	
合計 1,295		100	

問13	標本数	割合(%)
1	127	9.81
2	1,056	81.54
うち1	532	50.4
2	347	32.9
3	78	7.4
4	29	2.7
5	56	5.3
欠損	112	8.65
合計	1,295	100

問14	標本数	割合(%)
1	252	19.4
2	1,025	78.91
欠損	22	1.69
合計	1.299	100

	標本数	平均	標準偏差
その時期	241	2001.8	3.5

問14a	標本数	割合(%)
1	185	14.24
2	22	1.69
3	7	0.54
4	33	2.54
非該当	1,046	80.52
欠損	6	0.46
合計	1 299	100

問15a	標本数	割合(%)
1	119	9.16
2	125	9.62
非該当	1,046	80.52
欠損	9	0.69
合計	1 299	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	116	20.0	3.5

問15b	標本数	割合(%)
1	6	0.46
2	56	4.31
3	39	3
4	0	0
5	12	0.92
6	12	0.92
非該当	1,173	90.3
欠損	1	0.08
合計	1.299	100

問16a	標本数	割合(%)
1	93	7.16
2	143	11.01
非該当	1,046	80.52
欠損	17	1.31
合計	1,299	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	91	73.5	15.5

問16b	標本数	割合(%)
1	49	3.77
2	160	12.32
非該当	1,046	80.52
欠損	44	3.39
合計	1,299	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	46	54.9	39.2

問14	標本数	割合(%)
1	156	12.05
2	1,042	80.46
欠損	97	7.49
合計	1,295	100

	標本数	平均	標準偏差
その時期	150	2001.5	3.5

問14a	標本数	割合(%)
1	115	8.88
2	15	1.16
3	0	0
4	24	1.85
非該当	1,138	87.88
欠損	3	0.23
合計	1 295	100

問15a	標本数	割合(%)
1	63	4.86
2	86	6.64
非該当	1,138	87.88
欠損	8	0.62
合計	1.295	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	55	31.4	28.5

問15b	標本数	割合(%)
1	12	0.93
2	30	2.32
3	12	0.93
4	1	0.08
5	21	1.62
6	10	0.77
非該当	1,208	93.28
欠損	1	0.08
合計	1.295	100

問16a	標本数	割合(%)
1	72	5.56
2	69	5.33
非該当	1,138	87.88
欠損	16	1.24
合計	1,295	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	66	70.7	38.0

問16b	標本数	割合(%)
1	48	3.71
2	80	6.18
非該当	1,138	87.88
欠損	29	2.24
合計	1.295	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	43	63.6	40.4

問16c	標本数	割合(%)
1	95	7.31
2	122	9.39
非該当	1,046	80.52
欠損	36	2.77
合計	1,299	100

	標本数	平均	標準偏差
その割合	93	63.3	39.4

問16d	標本数	割合(%)
1	12	0.92
2	74	5.7
3	46	3.54
4	7	0.54
5	7	0.54
6	17	1.31
非該当	1,087	83.68
欠損	49	3.77
合計	1.299	100

問17-1)	標本数	割合(%)
1	212	16.32
2	445	34.26
3	380	29.25
4	167	12.86
5	75	5.77
欠損	20	1.54
合計	1.299	100

問17-2)	標本数	割合(%)
1	18	1.39
2	76	5.85
3	679	52.27
4	486	37.41
5	28	2.16
欠損	12	0.92
会計	1 200	100

問17-3)	標本数	割合(%)
1	7	0.54
2	20	1.54
3	567	43.65
4	677	52.12
5	16	1.23
欠損	12	0.92
合計	1,299	100

問17-4)	標本数	割合(%)
1	33	2.54
2	357	27.48
3	619	47.65
4	226	17.4
5	53	4.08
欠損	11	0.85
合計	1,299	100

問16c	標本数	割合(%)
1	11	0.85
2	25	1.93
3	19	1.47
4	0	0
5	3	0.23
6	23	1.78
7	17	1.31
非該当	1,176	90.81
欠損	21	1.62
合計	1.295	100

問17-1)	標本数	割合(%)
1	300	23.17
2	427	32.97
3	312	24.09
4	79	6.1
5	82	6.33
欠損	95	7.34
合計	1,295	100

問17-2)	標本数	割合(%)
1	36	2.78
2	110	8.49
3	655	50.58
4	360	27.8
5	42	3.24
欠損	92	7.1
合計	1,295	100

問17-3)	標本数	割合(%)
1	26	2.01
2	55	4.25
3	604	46.64
4	487	37.61
5	36	2.78
欠損	87	6.72
合計	1 295	100

問17-4)	標本数	割合(%)
1	70	5.41
2	398	30.73
3	525	40.54
4	148	11.43
5	63	4.86
欠損	91	7.03
合計	1,295	100

目目17 E)	<del>1</del> ≡ <del>1</del> */-	生(人(0/)
問17-5)	標本数	割合(%)
1	22	1.69
2	161	12.39
3	627	48.27
4	426	32.79
5	51	3.93
欠損	12	0.92
合計	1.299	100

問17-6)	標本数	割合(%)
1	69	5.31
2	449	34.57
3	565	43.49
4	122	9.39
5	83	6.39
欠損	11	0.85
合計	1,299	100

問17-7)	標本数	割合(%)
1	38	2.93
2	322	24.79
3	644	49.58
4	237	18.24
5	47	3.62
欠損	11	0.85
合計	1,299	100

問17-8)	標本数	割合(%)
1	185	14.24
2	484	37.26
3	428	32.95
4	76	5.85
5	114	8.78
欠損	12	0.92
合計	1,299	100

問17-9)	標本数	割合(%)
1	56	4.31
2	420	32.33
3	627	48.27
4	95	7.31
5	89	6.85
欠損	12	0.92
合計	1 299	100

問18	標本数	割合(%)
1	648	49.9
2	310	23.9
3	287	22.1
4	341	26.3
5	164	12.6
6	139	10.7
7	74	5.7
8	61	4.7
標本数	1,299	100.0

問17-5)	標本数	割合(%)
1	41	3.17
2	205	15.83
3	582	44.94
4	323	24.94
5	54	4.17
欠損	90	6.95
会計	1 205	100

問17-6)	標本数	割合(%)
1	83	6.41
2	393	30.35
3	526	40.62
4	125	9.65
5	75	5.79
欠損	93	7.18
合計	1,295	100

問17-7)	標本数	割合(%)
1	59	4.56
2	235	18.15
3	651	50.27
4	214	16.53
5	47	3.63
欠損	89	6.87
合計	1,295	100

問17-8)	標本数	割合(%)
1	180	13.9
2	484	37.37
3	371	28.65
4	56	4.32
5	113	8.73
欠損	91	7.03
合計	1 295	100

標本数	割合(%)
63	4.86
353	27.26
605	46.72
92	7.1
89	6.87
93	7.18
1,295	100
	353 605 92 89

問18	標本数	割合(%)
1	569	43.9
2	233	18.0
3	241	18.6
4	357	27.6
5	126	9.7
6	156	12.0
7	66	5.1
8	77	5.9
標本数	1,295	100.0

問19	標本数	割合(%)
1	57	4.39
2	742	57.12
3	462	35.57
欠損	38	2.93
合計	1,299	100

問20	標本数	割合(%)
1	20	1.54
2	9	0.69
3	4	0.31
4	3	0.23
5	2	0.15
6	13	1
非該当	1,241	95.54
欠損	7	0.54
合計	1,299	100

問21-1)	標本数	割合(%)
1	209	16.09
2	308	23.71
3	420	32.33
4	123	9.47
5	174	13.39
欠損	65	5
合計	1,299	100

問21-2)	標本数	割合(%)
1	149	11.47
2	289	22.25
3	482	37.11
4	132	10.16
5	183	14.09
欠損	64	4.93
合計	1.299	100

問21-3)	標本数	割合(%)
1	239	18.4
2	254	19.55
3	359	27.64
4	146	11.24
5	222	17.09
欠損	79	6.08
会針	1 299	100

問21-4)	標本数	割合(%)
1	10	0.77
2	13	1
3	428	32.95
4	776	59.74
5	32	2.46
欠損	40	3.08
合計	1,299	100

問19	標本数	割合(%)
1	27	2.08
2	669	51.66
3	484	37.37
欠損	115	8.88
合計	1 295	100

問20	標本数	割合(%)
1	8	0.62
2	9	0.69
3	0	0
4	0	0
5	4	0.31
6	3	0.23
非該当	1,267	97.84
欠損	4	0.31
合計	1 295	100

問21-1)	標本数	割合(%)
1	207	15.98
2	306	23.63
3	412	31.81
4	128	9.88
5	154	11.89
欠損	88	6.8
合計	1 295	100

問21-2)	標本数	割合(%)
1	129	9.96
2	266	20.54
3	498	38.46
4	142	10.97
5	169	13.05
欠損	91	7.03
合計	1.295	100

問21-3)	標本数	割合(%)
1	237	18.3
2	248	19.15
3	361	27.88
4	143	11.04
5	204	15.75
欠損	102	7.88
合計	1,295	100

問21-4)	標本数	割合(%)
1	8	0.62
2	19	1.47
3	428	33.05
4	744	57.45
5	30	2.32
欠損	66	5.1
合計	1.295	100

問22	標本数	割合(%)	
1	14	1.08	
2	346	26.64	
3	112	8.62	
4	125	9.62	
5	3	0.23	
6	43	3.31	
7	627	48.27	
欠損	29	2.23	
合計	1,299	100	

問23-1)	標本数	割合(%)
1	78	6
2	159	12.24
3	547	42.11
4	321	24.71
5	144	11.09
欠損	50	3.85
合計	1,299	100

問23-2)	標本数	割合(%)
1	127	9.78
2	308	23.71
3	520	40.03
4	109	8.39
5	181	13.93
欠損	54	4.16
合計	1,299	100

問23-3)	標本数	割合(%)
1	292	22.48
2	406	31.25
3	233	17.94
4	55	4.23
5	251	19.32
欠損	62	4.77
合計	1,299	100

問23-4)	標本数	割合(%)
1	18	1.39
2	63	4.85
3	652	50.19
4	431	33.18
5	95	7.31
欠損	40	3.08
合計	1,299	100

問24	標本数	割合(%)
1	9	0.72
2	304	24.34
3	76	6.08
4	105	8.41
5	3	0.24
6	51	4.08
7	701	56.12
合計	1249	100

問22	標本数	割合(%)
1	5	0.39
2	43	3.32
3	126	9.73
4	119	9.19
5	13	1
6	297	22.93
7	74	5.71
8	560	43.24
欠損	58	4.48
合計	1,295	100

問23-1)	標本数	割合(%)
1	87	6.72
2	149	11.51
3	556	42.93
4	291	22.47
5	131	10.12
欠損	81	6.25
合計	1,295	100

問23-2)	標本数	割合(%)
1	131	10.12
2	301	23.24
3	495	38.22
4	106	8.19
5	176	13.59
欠損	86	6.64
合計	1 295	100

問23-3)	標本数	割合(%)
1	294	22.7
2	402	31.04
3	216	16.68
4	50	3.86
5	232	17.92
欠損	101	7.8
会計	1 295	100

問23-4)	標本数	割合(%)
1	26	2.01
2	62	4.79
3	643	49.65
4	421	32.51
5	75	5.79
欠損	68	5.25
合計	1.295	100

問24	標本数	割合(%)
1	4	0.33
2	35	2.85
3	118	9.61
4	84	6.84
5	16	1.3
6	244	19.87
7	63	5.13
8	664	54.07
合計	1,228	100

問25-1)	標本数	割合(%)
1	62	4.77
2	157	12.09
3	564	43.42
4	316	24.33
5	146	11.24
欠損	54	4.16
合計	1.299	100

問25-2)	標本数	割合(%)
1	127	9.78
2	317	24.4
3	483	37.18
4	114	8.78
5	195	15.01
欠損	63	4.85
△卦	1 200	100

問25-3)	標本数	割合(%)
1	276	21.25
2	429	33.03
3	220	16.94
4	48	3.7
5	254	19.55
欠損	72	5.54
合計	1 299	100

問25-4)	標本数	割合(%)
1	13	1
2	45	3.46
3	614	47.27
4	526	40.49
5	59	4.54
欠損	42	3.23
合計	1.299	100

問26	標本数	割合(%)
1	10	0.79
2	269	21.28
3	106	8.39
4	100	7.91
5	2	0.16
6	57	4.51
7	720	56.96
合計	1264	100

	標本数	平均	標準偏差
問27-1)	1265	95.0	14.6
問27-2)	665	9.6	19.3

問25-1)	標本数	割合(%)
1	77	5.95
2	166	12.82
3	573	44.25
4	262	20.23
5	135	10.42
欠損	82	6.33
合計	1.295	100

問25-2)	標本数	割合(%)
1	131	10.12
2	313	24.17
3	481	37.14
4	100	7.72
5	176	13.59
欠損	94	7.26
△計	1 205	100

問25-3)	標本数	割合(%)
1	279	21.54
2	417	32.2
3	203	15.68
4	57	4.4
5	232	17.92
欠損	107	8.26
合計	1 295	100

問25-4)	標本数	割合(%)
1	15	1.16
2	34	2.63
3	628	48.49
4	489	37.76
5	59	4.56
欠損	70	5.41
合計	1.295	100

問26	標本数	割合(%)
1	4	0.33
2	27	2.2
3	102	8.31
4	95	7.74
5	13	1.06
6	226	18.42
7	57	4.65
8	703	57.29
合計	1.227	100

	標本数	平均	標準偏差
問27-1)	1254	95.8	13.8
問27-2)	598	8.8	19.0

問28	標本数	割合(%)
1	141	10.85
2	182	14.01
3	280	21.56
4	598	46.04
5	65	5
欠損	33	2.54
合計	1.299	100

問29	標本数	割合(%)
1	307	23.63
2	734	56.51
3	166	12.78
4	38	2.93
5	26	2
欠損	28	2.16
合計	1,299	100

問30	標本数	割合(%)
1	43	3.31
2	646	49.73
3	367	28.25
4	21	1.62
5	190	14.63
欠損	32	2.46
合計	1,299	100

問31	標本数	割合(%)
1	26	2
2	9	0.69
3	55	4.23
4	62	4.77
5	122	9.39
6	236	18.17
7	43	3.31
8	47	3.62
9	27	2.08
10	642	49.42
欠損	30	2.31
合計	1,299	100

問28	標本数	割合(%)
1	127	9.81
2	191	14.75
3	279	21.54
4	593	45.79
5	70	5.41
欠損	35	2.7
合計	1.295	100

問29	標本数	割合(%)
1	362	27.95
2	648	50.04
3	191	14.75
4	39	3.01
5	24	1.85
欠損	31	2.39
合計	1.295	100

問30	標本数	割合(%)
1	39	3.01
2	613	47.34
3	403	31.12
4	30	2.32
5	179	13.82
欠損	31	2.39
合計	1.295	5 100

問31	標本数	割合(%)
1	27	2.08
2	9	0.69
3	47	3.63
4	66	5.1
5	121	9.34
6	192	14.83
7	44	3.4
8	55	4.25
9	43	3.32
10	660	50.97
欠損	31	2.39
合計	1,295	100

問32	標本数	割合(%)
1	308	23.71
うち1月	30	2.5
2月	16	1.3
3月	41	3.3
4月	197	16.1
5月	13	1.1
6月	18	1.5
7月	21	1.7
8月	14	1.1
9月	24	2.0
10月	56	4.6
11月	7	0.6
12月	16	1.3
2	939	72.29
欠損	52	4
合計	1.299	100

問33	標本数	割合(%)
1	851	65.51
2	278	21.4
3	11	0.85
4	15	1.15
5	6	0.46
6	104	8.01
欠損	34	2.62
合計	1.299	100

問32	標本数	割合(%)
1	272	21
うち1月	33	4.8
2月	6	0.9
3月	34	4.9
4月	178	25.9
5月	13	1.9
6月	8	1.2
7月	24	3.5
8月	6	0.9
9月	16	2.3
10月	46	6.7
11月	7	1.0
12月	12	1.7
2	968	74.75
欠損	55	4.25
合計	1,295	100

	問33	標本数	割合(%)
	1	878	67.8
	2	262	20.23
	3	10	0.77
	4	6	0.46
	5	7	0.54
_	6	98	7.57
	欠損	34	2.63
•	合計	1.295	100